

令和2年第3回竜王町議会定例会（第3号）

令和2年9月18日

午前9時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（第3日）**

日程第 1 一般質問

## 一 般 質 問

- 1 老朽化する自治会館建替えの補助金制度を……………森島芳男議員
- 2 竜王町内の車両感応式信号機に「感知中」の表示を……………岡山富男議員
- 3 国道477号西川西交差点に右折矢印信号機の設置を……………岡山富男議員
- 4 竜王小学校跡地の有効利用について……………岡山富男議員
- 5 高齢者の移動支援について……………磯部俊男議員
- 6 遊休農地（畑）の活用は……………大前セツ子議員
- 7 ドライブレコーダーの購入支援について……………大前セツ子議員
- 8 今後の町財政状況について……………貴多正幸議員
- 9 弓削地区の雨水対策について……………尾川幸左衛門議員
- 10 公共交通の整備について……………鎌田勝治議員
- 11 行政改革（外部委託の推進）について……………鎌田勝治議員
- 12 町立学校の不登校児童・生徒への対応について……………福田優三議員
- 13 竜王町コンパクトシティ化構想について……………橘せつ子議員
- 14 竜王小学校の整備について……………橘せつ子議員
- 15 介護報酬の臨時的な取扱いによる利用料の引き上げについて……………橘せつ子議員
- 16 子どものインフルエンザ予防接種への補助について……………橘せつ子議員
- 17 地域交通としての乗合タクシー実証運行について……………橘せつ子議員
- 18 特定空家等についての町の対応と考え方は……………中村匡希議員
- 19 社会人採用の経験年数加算のあり方について……………中村匡希議員
- 20 ほ場整備事業の維持管理について……………澤田満夫議員

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	川嶋正明	生活安全課長	寺嶋要
住民課長	中寫幸作	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	中原江理	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山添美実
生涯学習課長	込山佳寛		

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書記	中野ゆかり
--------	------	----	-------

開議 午前9時00分

○議長（小西久次） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和2年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小西久次） それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 一般質問

○議長（小西久次） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、1番、森島芳男議員の発言を許します。

1番、森島芳男議員。

○1番（森島芳男） 令和2年第3回定例会一般質問。1番、森島芳男。

老朽化する自治会館建替えの補助金制度を。

町内の各自治会には、建築から40年以上経過する自治会館が多くあるのではないかと。時代の変化等に対応するため、各自治会で改修を行いながら使用してこられたと思います。

しかしながら自治会館には2階建ての建物もあり、上り下りが高齢者には苦痛であり、また段差も多く使いにくい状況であることや、高齢者人口の増加により手狭になってきたこと、調理場もないことで自治会事業や住民の自主活動等が限定され、課題が多い現状であると思われまます。災害時の自主防災活動機能、並びに住民の世代間の交流の場として機能を果たすためにも、建替えが急務であると思われますが、建替え経費が高額であるため、各自治会で全額負担するのは厳しい現状があります。

そこで、補助金制度が必要であると思われますが、町としての見解をお伺いしませう。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 森島芳男議員の「老朽化する自治会館建替えの補助金制度を」の御質問にお答えいたします。

自治会館については、地域活動の拠点であり、地域住民同士の連携を促進する

ために大変重要な役割を果たしている施設であると認識しております。自治会館の整備に関する助成については、竜王町未来へつなぐまちづくり交付金と竜王町コミュニティ助成事業補助金がございます。

1つ目の竜王町未来へつなぐまちづくり交付金については、自治会等財産保全整備事業として事業区分を設けて交付金の交付を行っており、令和元年度の交付の実績としては、32自治会のうち12自治会が屋根や外壁の修繕、自治会館のトイレの洋式化、設備の改修のために交付金を活用されています。

2つ目の竜王町コミュニティ助成事業補助金については、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の採択を受けた自治会に対して、建築費用、または大規模改修費用の一部を助成する制度でございます。

過去10年間の補助金交付実績としては、平成22年度に西川自治会、平成30年度にさくら団地自治会が採択を受けて自治会館を整備されております。自治会館については、自治会の所有財産ですが、その公共性を踏まえて、交付金等の交付対象として認めておりますが、自治会等が自らの資金で整備していただくものと考えております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、自治会館の整備には多額の資金が必要でございます。補助する仕組みの創設については、本町としても大きな負担となることから、慎重に他の市町の事例や自治会の意見を参考に今後研究してまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 森島芳男議員。

**○1番（森島芳男）** 修繕とか、そういうものでの話ではなく、建替えをしたいというようなことで質問をしています。

先ほど、竜王町32集落の中で西川という話であったんですけども、これは宝くじの話やと思うんですけども、さくら団地のあの中に、見てきたら、さくら団地自治会館、一般財団法人自治総合センターによる宝くじ普及広報事業のコミュニティセンター助成金を受けて建てられていますと、こういうふうになっているんですけども、さくら団地自治会が建築したいということで委員会を設立されたのは、平成27年4月であります。そこからその事業に当選するかせんかというところまで行くのに大変時間がかかりまして、宝くじの助成決定が平成30年3月であります。完成が平成31年3月であります。質問させていただいている小さな集落でありまして、それだけの期間を待っているということは、大変

大きなものであると、こういうふうを考えるわけであります。

今、32集落の中で、歩かせていただいたら、小さな集落でのみ古いものがあるというふうを考えられるわけであります。大きい集落については、農村の補助金を受けられている事業が大変多くあります。

例えば、新農業構造改善事業の費用といいますか、補助金を受けてやっておられます。また、農用地有効利用モデル集落整備事業というようなものもあります。また、草の根、32集落の中で補助金を受けられているのは3集落ありました。農村の今の事業については8集落あります。それから、宝くじの事業では2集落。合計13集落でありますけれども、あとのところで小さい集落と言いましたのは6集落でありまして、あとの13集落については、見た感じではあまり古くなっていない、何とかまだまだいけるのんと違うかなと思うわけであります。

ですから、質問させていただいているように、この小さな集落が自分たちでできるには大変難しいというようなことでありますので、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） ただいま、森島芳男議員の再質問ということで、小さい集落につきましては、建替えがあまりできていないと。この建替えについては、やはり高額な費用がかさむということで、これについてということでございます。

本来、先ほど申しましたように、宝くじの助成事業につきましては、まず事業費が5分の3ということで補助されているものです。上限が1,500万円ということでまちづくり交付金に対して、かなりの額でもございますし、そういった仕組みがなっているというふうには理解しております。

これまで整備をされてこられました中には、多くは、先ほどおっしゃっていたように草の根ハウスの設置事業がありますし、また、農業の構造改善事業と農業関係の事業を活用いただいて集落センターの整備をしていただいているというようなことも認識をしております。ただ、今日におきまして、先ほど申しましたように高額なことでもございますので、それを補助金の制度を作るというのはなかなか難しいところもございます。

そういった中で、国、県に対しましても、これまで草の根ハウスでありますとか、農業構造改善事業等で整備されたものについてかなりの年月がたっているということで、県に対しても補助制度の拡充を求めているところもございます。

現在、県のほうでも、自治振興交付金の事業メニューということで、個性輝く

自治会活動支援事業というものがございます。これにつきましては、地域住民組織が実施する集会所の整備に要する経費ということで、上限600万円ということでもございますけれども、しかしながら、各市町に割り当てられております交付金の額につきましては、限度がございます。その中で交付金の拡充というか、拡大を要望しているところでもございます。

そういった中で、建築については今後研究をしてみたいというふうにも思っていますし、また一方では、土地の制限に関しましては、竜王町自主防災組織強化に向けた施設整備事業補助金というものがございます。こちらにつきましては、大規模な風水害、または地震災害等に備えた災害予防でありますとか、災害の応急対策など、自主防災組織の強化に向けた施設整備に対して補助金を交付させていただくというものでございますが、その第一避難所ということで整備する費用を活用いただいております。平成30年に整備されましたさくら団地自治会にいたしましても、建物としてはコミュニティ助成事業、また、土地の整備としてはこの補助金を活用いただいているということでございます。

高額な建物の更新ということでもございますので、今後しっかりと研究を重ねて、制度ができるように検討をしてみたいというふうに思います。

以上、森島議員の再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 森島芳男議員。

**○1番（森島芳男）** これからほかの市町村の研究をするという回答もいただいておりますけれども、こちらのほうで聞いてみたお話をちょっとさせていただくと、滋賀県内の集会所、補助制度の交付金を行っているという町が6町あるわけがありますけれども、愛荘町が元気なまちづくり補助金交付要綱というのを設けておられます。また、近くの東近江市においても、コミュニティ活動補助金交付要綱というのを平成17年に設立されております。また、守山市自治会集会所建設等補助金交付要綱、草津市においては、草津市コミュニティハウス整備事業補助金交付要綱、長浜市自治会館整備事業補助金交付要綱、また、高島市自治会集会所等整備事業補助金交付要綱というようなところもあるわけでありまして、竜王町においてもやっぱりこういうふうには要綱を作っていただいて、条例といたしますか、そういうものを作っていただいて、やっていただいたらどうかなと思うわけがあります。

というのも、先ほど申しました農村の補助金を設けてやっておられるところでも、一番古いのは、昭和56年に補助金を受けて建てられておるわけでありまし

て、もう40年近くなるわけでありまして。これからそういうところも全部だんだん老朽化してくるときになって、集落によって差が出るようなことでは困ります。やっぱり均等の補助金を交付できるような状態にしてもらえたらありがたいなど。

先ほど言いました愛荘町の元気な街づくり補助金交付要綱については、住民の自主的・自発的なまちづくり活動の一層の定着と心触れ合う笑顔いっぱい元気なまちづくりを促進するため、自治会が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助すると、建築、新築、または購入、増改築、改修となっております。補助率は、限度額1,500万円で、2分の1補助と、これが誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の基準に基づき整備することと、こういうふうなことがあるわけでありましてけれども、やっぱり竜王町においてもその辺のことをお考えいただいて作っていただけたらどうかと思うんですけれども、その辺の見解について伺います。

○議長（小西久次） 市田総務主監。

○総務主監（市田重宏） ただいまの森島議員の、補助金の要綱を作ってはどうかという再々質問でございます。

議員仰せのとおり、自治会館の多くは建築から年月がたち、老朽化が進んでいくと認識しております。他の市町につきましては、今お話しいただきましたけれども、確かに愛荘町で1,500万円の補助がされているところです。

今後、この補助要綱を作るに当たっては、やはり既に自治会で負担をされて造っているところもございます。そういった公平性の観点も含めまして、今後、設置につきましては、他の市町の状況、町でいきますと愛荘町ということになりますので、他の市町の状況も見ながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 次に、11番、岡山富男議員の発言を許します。

11番、岡山富男議員。

○11番（岡山富男） 令和2年第3回定例会一般質問。11番、岡山富男。

私は今回、3問の質問をします。

まず第1問としまして、竜王町内の車両感応式信号機に「感知中」の表示をということで質問します。

竜王町内にも車両感応式信号機が設置されている。車両感応式信号機は、一定の場所に停止すれば感知するようになっているが、センサーに感知されず、いつ

までも停止している車があり、車両が感知されているかどうか運転手が分からないといった状況がよく見られます。車両が感知されていることを運転手が認識できるように、信号機の下に「感知中」の表示ができないか伺います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 岡山富男議員の「竜王町内の車両感応式信号機に「感知中」の表示を」の御質問にお答えいたします。

車両感応式信号機は、主に交通量の差が大きい道路に交わる交差点に設置されており、交通量の少ない道路側の信号機に信号待ち車両を感知するセンサーが取り付けられております。町内の状況といたしましては、14か所に車両感応式信号機が設置されており、「感知中」の表示がある信号機が6か所、「感知灯」が点灯する信号機が2か所ございます。残りの6か所については、表示のない信号機となっております。

車両感応式信号機への「感知中」等の表示機能については、県の公安委員会が交通量等を勘案して信号機に設置されています。議員仰せのとおり、車両の停止位置によって信号機のセンサーに感知されず、いつまでも車が停止している状況がありますので、設置箇所の状況を確認し、車両が確実に感知位置に停止するよう停止位置の明示を含め、改善が必要な場合は県の公安委員会と協議を行ってまいりたいと考えます。

以上、岡山議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 岡山富男議員。

○11番（岡山富男） 私も町内をずっと見ておりましたら、実際に今は、停止位置のところに白い円の線を引いていただいたりしておりますが、特に見受けられるのは、新しい信号機になったのにもかかわらず、下に感応式という看板だけが設置されているというのがあります。やはり今後、あと6か所の信号機が新しくなるときには、感応式のランプをつけていただけるようにできないかと。これは、生活安全課だけではできないと思いますが、県のほうと協議していただきながら、そういうのも町として要望はできないのでしょうか。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 岡山富男議員の再質問にお答えいたします。

車両感応式信号機の感知中の表示につきましては、具体的には設置条件というものがございます。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、主要道路と10の道路がございます

が、その交通量の差の大きいところを優先的にされているということでございます。ただ、それとは別に交差点の状況等を個別に確認されながら、県の公安委員会で設置されますので、先ほども申しましたように、今後、信号機の設置場所の状況を確実に確認しながら、もう一度県の公安委員会と協議してまいりたいと考えます。

以上、岡山議員の再質問の回答といたします。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○11番（岡山富男）** 国道477号西川西交差点に右折信号機の設置をということで質問します。

国道477号西川西交差点には、当初から右折だまりはありますが、最近、山面工業団地に輸送会社が多く操業し、また、鏡工業団地の輸送便も多くなっており、地元の方からも、西川西交差点を山面工業団地から名神高速道路竜王インターチェンジ方面へ右折するために右折矢印信号機をつけてほしいと要望を受けています。特に、大型車だけではなく、トレーラーも通っているため、右折するのに大変危険であり、将来的には渋滞のおそれが考えられることから、渋滞緩和のためにも右折矢印信号機の設置ができないか伺います。

**○議長（小西久次）** 寺嶋生活安全課長。

**○生活安全課長（寺嶋 要）** 岡山富男議員の「国道477号西川西交差点に右折矢印信号機の設置を」の御質問にお答えいたします。

西川西交差点は、国道477号と町道山面鏡西線との交差点であり、名神高速道路の利用、アウトレット等への買物や湖南市方面、近江八幡市方面への通勤等の目的で、多方面からの通行があります。

右折矢印信号機の用途については、一般的に十字交差点において右折需要が多く、青信号でさばくことができない場合、または、右折車両と対向直進車両等の衝突事故を防止するために、直進・左折と分けて右折車両をさばく必要が高い場合で、右折専用車線、もしくは右折待ち車両が滞留できる斜線幅員があるときに、当該箇所の交通量により県の公安委員会が設置されます。

町道山面鏡西線から竜王インターチェンジ方面へ右折するために右折矢印信号機が設置されますと、右折需要が多い場合は、町道にとって有効にも働きますが、一方、国道477号側に交通のしわ寄せがいく可能性もあります。全体としては、バランスに基づく調整が大切になるかと思えます。

当該交差点においては、議員仰せのとおり、近隣の状況から右折需要が増加し、

将来的な渋滞につながる可能性も懸念されますので、交通状況を注視しつつ、地域の御意見もお聞きし、県の公安委員会と協議を行ってまいりたいと考えますので、御理解御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、岡山議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 次に移ってください。

**○11番（岡山富男）** 次に、3問目としまして、竜王小学校跡地の有効利用について質問します。

コンパクトシティ化構想では、竜王小学校・竜王幼稚園は、新たな土地に移転するとされている。地元の方からも、小学校・幼稚園の移転後の跡地をどのように有効利用するのか心配される声も聞かれます。当該跡地には住宅地を整備すると聞くが、竜王町として魅力ある住宅地を整備構想を考えているのか、次の点について伺います。

1つ目としまして、集合住宅を含めた住宅地にするのか。2つ目、「緑と文化の町」の考え方により、自然との共生や農業を取り入れた住宅地の考えはあるか。3番目としまして、防災対策を取り入れた住宅づくりの考えはあるか。4番目としまして、他の府县市町から竜王町に住みたいと思えるような住宅地を整備構想はあるのか。

**○議長（小西久次）** 図司未来創造課長。

**○未来創造課長（図司明德）** 岡山富男議員の「竜王小学校跡地の有効利用について」の御質問にお答えいたします。

竜王町コンパクトシティ化構想では、10年後を見据え、利便性が高く多様な交流を育む中心核を役場周辺に形成することとしていますが、中心核は5つのゾーンで構成しており、まずは、リーディングプロジェクトとして小学校の移転新築を最優先とし、「交流・文教ゾーン」の整備に向けて地元をはじめとした協議を進めておるところでございます。

御質問の竜王小学校跡地については、「居住ゾーン」の計画地であり、「交流・文教ゾーン」へ竜王小学校が移転した後に、住宅地として整備し、まちの大きな課題である定住人口の増加を目指しております。「居住ゾーン」の整備については、「交流・文教ゾーン」の整備に対する地元・地権者の御理解、御協力が得られました後、その在り方や具現化に向けた民間活力の活用などの検討に入っていきたいと考えております。よって、現時点では詳細な検討に至っておりませんので、その点を含んでの御回答とさせていただきます。

まず1点目の、集合住宅を含めた住宅地にするのかについては、近年、小口地先に建設された集合住宅への入居者の中心は若い世帯や新婚の世帯が多く、戸建て住宅を購入される前段階としての需要があるものと考えております。このことから、「居住ゾーン」においても、戸建て住宅のみならず、集合住宅についての需要を調査してまいりたいと考えております。

2点目の、「緑と文化の町」の考え方により、自然との共生や農業を取り入れた住宅地の考えはあるかについては、周辺の自然に調和し、農業や農産物が身近なものとしてできる生活空間の形成は、近隣のまちでも先例があるところです。竜王町の大きな強みである農業や特産品、自然環境の魅力という地域資源を活用することは、「居住ゾーン」も含めた中心核の整備についても大切であると考えています。

3点目の、防災対策を取り入れた住宅づくりの考えはあるかについては、想定を超える水害や地震などが頻発する昨今において、防災を明確に意識した住宅地整備は必要不可欠であります。検討すべき視点として道路、上下水道、電気など災害に強いインフラ、建物の不燃化・耐震化などの促進が一例として想定されますが、先進例の調査や専門家の助言などを踏まえ、安全・安心の「居住ゾーン」づくりに取り組んでいきたいと考えます。

最後に、4点目の、他の府県市町から竜王町に住みたいと思えるような住宅地の整備構想はあるかについては、中心核に小学校やこども園などの教育施設、商業施設や行政施設を集めることにより、そこから近いことで住宅地としての魅力が高まるものと考えます。「居住ゾーン」は、新婚や子育て世代の定住促進を目指すものであり、竜王町に住みたいという竜王町民のみならず、現在は町外に住んでいるが竜王町に帰ってきたいという竜王町出身者、町内立地企業の従業員など、新たに竜王町に移り住みたいという方もターゲットにしていきたいと考えており、今回、御質問いただいた項目も含めた整備構想を策定する必要があると考えます。

しかしながら、新たな定住に結びつけるためには、「居住ゾーン」の整備だけではなく、働く場としての企業誘致や子育て支援の充実、安心・安全な環境など、まちの魅力づくりも両輪で進めることが効果的と考えます。

以上、4点についての回答とさせていただきますが、いずれにいたしましても、住宅地の確保は竜王町にとって重要政策でありますことから、地域と調和した竜王町らしい住宅地整備を竜王町コンパクトシティ化構想の中でしっかりと進めて

まいりたいと考えております。

以上、岡山議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 岡山富男議員。

**○11番（岡山富男）** 特にこの居住ゾーンのところは、今後の課題でもあるかなと思いますけれども、やはり今、交流・文教ゾーンのほうで結構中心的にされているんですが、その後ということになると、もうそろそろ委員会を立ち上げるとか、全体的な大きなやつはあると思いますが、これから居住ゾーンの委員会の立ち上げは考えておられるのか、伺います。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 岡山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど回答の中でも申しましたけれども、竜王町にとって重要な施策でありますし、地域と調和した竜王町らしい住宅地整備ということもしっかり考えていく必要があるというふうに思っております。

その中で委員会という形がいいのかということは、今後検討ではございますけれども、当然地域の住民さん、それから町民さん、また、例えば企業さんでありますとかということで、ここに入っていただく方、また、周りの一緒に生活をさせていただく地域の方も含めまして、御意見をいただく機会というのは必ず必要やというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（小西久次）** 次に、9番、磯部俊男議員の発言を許します。

9番、磯部俊男議員。

**○9番（磯部俊男）** 令和2年第3回定例会一般質問。9番、磯部俊男。

高齢者の移動支援について。

竜王町は、町内企業への経済対策及び子育て世帯への経済支援を目的とした、軽自動車購入経費助成事業を本年度からは事業拡充し、高齢者運転支援として高齢者における事故防止と事故被害の軽減のため、先進安全自動車の購入経費の助成に取り組まれております。

さらに、高齢化が進む中、安心して暮らしやすい生活を支える手段の確保として、デマンド型乗り合いタクシーの実証運行が本年10月から実施する予定であり、新たな移動手段の確保に向けての取組を期待するところであります。

しかし、竜王町は、移動手段において自動車依存率が高く、町内における令和元年の運転免許保有者数は8,758人で、うち65歳以上は2,317名、26.4%となっております。そして、町内の65歳以上の運転免許の自主返納者

数は、平成29年は34名、平成30年は31名、令和元年には53名と年々増加傾向にあり、高齢者の移動手段の確保が課題であると考えます。

近年、町内においては、高齢者の方々の自由な移動手段の確保として電動アシスト自転車、並びにシニアカーの保有台数が増加傾向にあり、高齢者の自らの移動、行動の確保で一助となっております。

高齢化が進む中、移動手段として高齢者を支えるこれらの利用促進での購入助成は、効果的な支援方策と考えます。

あわせて、これら自転車等の利用での道路の整備の充実が求められるところですが、町の見解を伺います。

**○議長（小西久次）** 西村福祉課長。

**○福祉課長（西村忠晃）** 磯部俊男議員の「高齢者の移動支援について」の御質問にお答えいたします。

高齢者への移動支援については、運転免許の自主返納が進む等により、そのニーズは今後も高まると考えられ、代替となる移動手段の確立が必要です。電動アシスト自転車、シニアカーの使用は、外出等移動に係る身体的な負担を軽減することが可能となることから、高齢者にとっても有効な移動手段の1つとなることが見込まれます。

しかし、高齢者は身体能力、認知機能の状態及び生活環境により、自身でできることや生活範囲の広さが異なってくることから、運転、車両管理を含め安全に使用できるということの確認をどのように行っていくのか、制度の仕組みを検討する必要があります。

また、使用にかかる環境面においても、交通事故等の危険な場面に遭遇しないか等の懸念が生じることから、道路の整備についても重要な要素となってきます。道路整備に関しては、現在、新たな歩道を整備する場合は、段差を小さく、舗装の勾配を緩やかにし、高齢者の方や車椅子使用者に優しい構造となるよう配慮を、また、既設の道路については、日常のパトロールや地域の方からの情報提供を基に補修を適宜行っている状況です。

このことから、現時点における新たな高齢者の移動支援としましては、電動アシスト自転車、シニアカーの購入助成ではなく、本年10月から実証実験が開始される予約制乗り合いワゴンが対応策の1つとして機能するのではないかと考えております。このことから、予約制乗り合いワゴンの導入後に、既存の福祉有償運送事業の利用状況も含め、どこまで高齢者の移動支援のニーズをカバーできてい

るかを分析、評価した上で、また、高齢者を取巻く環境に係る課題や、生活ニーズ等の把握に努め、他市町の取組も参考にしながら総合的に判断してまいりたいと考えます。

以上、磯部議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 磯部俊男議員。

○9番（磯部俊男） まず、道路整備については、子どもたちの利用する通学路、自転車に関係ありますので、引き続き点検整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問です。

今回からのデマンド型乗り合いタクシーの実証運行は、新たな移動手段の確保として住民からも強い要望があり、高齢者をはじめ極めて期待も大きく、前回での反省も十分に生かして、さらなる町民の利活用の向上で当事業が安定して、継続して利用しやすい町民の移動手段として定着を祈念いたしております。

近年、高齢者によると思われる運転免許証の自主返納数が増加しております。自主的な高齢者の免許証の返納は、事故の減少、また、事故未然防止等からも推奨されるべきものと考えますが、先ほど回答でありましたけれども、返納によりまして、今までの自由な移動手段の確保が困難となり困っておられ、新たな移動手段としての電動アシスト自転車、またシニアカーは、高齢化により足腰の弱り等から自宅から出での自由な行動、集会等いろんな参加も含めますけれども、今までと同じ継続した活動、生活の維持等から、共に近距離移動を対象とした自由で手軽な移動手段としての保有が今後も増加すると思われまます。

このことから、心、身体、さらに精神的にも元気で健康な高齢者、老後の生活を確保するため、また維持のためにも、支援策として検討を提案いたします。

あわせて、今後の電動アシスト自転車、シニアカーの利用の方々に対する交通ルール、交通マナーの啓発、指導の徹底、さらに電動自転車等の導入は地域活性化を兼ねた地元企業での購入、また、購入先の地元企業の皆さんの協力を得て、支援の下、助成条件に入れて定期的な点検整備の実施を条件づける、また、自助・共助・公助を基にした制度により、指導体制を充実のうえ、助成策は必要と思ひますが、見解を求めます。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 磯部俊男議員の再質問にお答えしたいと思ひます。

私のほうからは、健康な老後生活の維持での支援策という部分につきまして回

答させていただきたいと思います。

福祉課のほうで本年、1月から2月にかけて介護予防日常圏域ニーズ調査という、高齢者の生活におけるニーズについての調査を実施させていただいております。こちらにつきましては、65歳以上の要介護認定を受けておられない方、また、要支援1、2の方を対象といたしまして調査を実施しておりまして、2,098人から回答を得ておるところでございます。

その項目の中で、「外出する際の移動支援は何ですか」という質問をさせていただいております。回答の中では、「シニアカーを使っている」のがおよそ2,098人のうち10人というふうな回答でございまして、現状のところではなかなか少ないという状況ではございますけれども、「運転免許証の自主返納をした後に役立つものは何だと思えますか」という回答の中では、およそ314の方がこのシニアカー等のものが役に立つのではないかという、一定のお答えはいただいているのかなと思いますので、今後の購入状況等の動向も踏まえて検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

電動アシスト自転車につきましてですけれども、電動アシストかどうかというところの区別はなく聞いておりますけれども、自転車につきましての回答です。「外出する際の移動支援について自転車を使っている」とお答えしていただいた方につきましては620の方がおられまして、全体のおよそ30%を占める中で回答をいただいていることから、自転車は当然移動に係る身近なツールであるということもございまして、こういったところの普及等も含めまして、この健康な老後生活の維持の支援策として自転車を使った支援策がどのようなものがあるのかということも考えまして、有効であるのかどうか研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、磯部俊男議員の再質問のお答えといたします。

**○議長（小西久次）** 市田総務主監。

**○総務主監（市田重宏）** 磯部議員のシニアカー、あるいは電動アシスト自転車に関する交通安全関係の質問についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、警察庁の調べによりますと、自転車関連の事故は、10年前に比べますと約半減はしていると聞いております。ただ、電動アシスト自転車の事故は2倍に増えているというようなことでございます。

電動アシスト自転車につきましては、重量も重く小回りが利かないというようなことで、運転操作が身についていないという場合には、意図しない急発進です

とか、急加速になることがあるなど、一定の運転知識も必要であるというふうに言われております。

シニアカーにつきましても、普及に伴って事故が多数発生している状況がございます。こちらにも、操作ミスや判断ミスによる事故が多く、一定の運転知識等は必要なものと考えています。

このようなことから、事故防止のために、例えばシニアカーですと、販売メーカーが全国各地で警察と共催で安全講習会等を開催しておられます。運転者がこういった講習会に参加することは大事なことというふうと考えておりますので、例えば、メーカー主導で講習会が開催される場合は、警察と情報共有しながら、利用されておられる方に情報提供、あるいは広報をするなりで努めていきたいというふうと考えてございます。

また、町内においてシニアカーを購入すればいいのではないかというような御質問でございました。今現在、町内にどれぐらいの使用者がいるのかというのはちょっと把握できておりませんので、今後、市町の状況、あるいは利用者の意識等を把握しまして、研究してまいりたいというふうと考えております。

以上で、磯部議員の再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 寺嶋生活安全課長。

**○生活安全課長（寺嶋 要）** 磯部議員の再質問で、私のほうからも交通安全の部分につきまして回答させていただきます。

交通安全の啓発につきましては、各自治会、また団体等で実施されています交通安全教室、それから啓発活動等がございますので、その中で交通ルール、また交通マナーにつきまして啓発いただけるよう、警察と連携しながら働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

あわせて、やはり普段から家庭や地域の見守り、支え合いによる高齢者の安全確保も大事だと思いますので、その点につきましてもよろしくお願ひいたします。

以上、磯部議員の再質問の回答といたします。

**○議長（小西久次）** 磯部俊男議員。

**○9番（磯部俊男）** 調査をされたということで、2,098名中シニアカーは10名だということですがけれども、持っているデータで、主監のほうからもありましたけれども、電動自転車については大体20台ずつ入っているという状況があります。シニアカーは年間に、私の調査では6台ぐらい入ってる。しかし、うちの町内においても10台、隣のところでも5台とするならば、150台ぐらい入

つとるんかなというような推定がします。あくまでもこれは近回りでありまして、自分で期待するって申しましたけれども、そのようなことからすれば、ただ答えたのは、特にシニアカーについてはやっぱり75歳以上の方々がアンケートにどれだけ答えられたかと思えますけれども、見ますと、やはりこれしかないんじゃないかなと思っております。まあ、これ回答はもういいんですけど。

そのことから、健康については推進課がありますけど、とにかく歩いてくださいと、ウォーキングが基本だと思うんです。私もそう思います。近回りといっても、歩ける100メートル以内、今度デマンドも大体100メートルぐらいで考えておりますけれども、これが限度かなと。それ以上超えてしまうというのは、特に足腰が悪い方、シニアカーは極めて高齢者であるということをちょっと御認識いただきたい。

また、指摘がありましたように、なかなか高齢者の方々を安全指導なりというのは難しいと思えますけれども、地域の結び合いなり、力の支え合いなりを確実にしていかなあかんと思えますし、また、やはり策としては、さっき言いましたように自助・共助、今の総理も言ってますけれども、公助も含めてできることからと思えます。

**○議長（小西久次）** 次に、7番、大前セツ子議員の発言を許します。

7番、大前セツ子議員。

**○7番（大前セツ子）** 令和2年第3回定例会一般質問。7番、大前セツ子。

質問事項。遊休農地（畑）の活用は。

竜王町は長年、農業を中心に発展してきました。昨今は、個々の農業者や大規模農家のほか、法人化された営農組合ができ、農業環境も大きく変わってきました。

一方、道の駅アグリパーク竜王や道の駅竜王かがみの里の販売所の駐車場の拡充計画が進められていますが、道の駅のオープン当初に比べ、生産者の高齢化が進み、加えてこのところの異常気象で、野菜の出荷量が減少していると聞いています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅で調理する方が増えたため、出荷量が追いつかず、地域外の商品が並ぶこともあり、外出自粛が求められた3月以降は、特に家庭菜園デビューの方も増えたようです。

時代が変化する中で、農業者の高齢化で遊休農地（畑）が増加する中、一方では定年後農業を始められた方も増えてきました。このような中で、竜王町の農業振興という観点から、この遊休農地（畑）の利用や有効活用をどのように考えて

いるのか伺います。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 大前セツ子議員の「遊休農地（畑）の活用は」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、町内の農業者の減少・高齢化や気候変動の影響もあり、竜王かがみの里、アグリパーク竜王の両直売所への町内産農産物の出荷は減少傾向にあり、約2割は、町外で生産された農産物を販売されていると聞いております。また、議員御質問の遊休農地の現状を申し上げますと、農業委員会の令和元年度農地パトロールによりますと、町内の遊休農地の畑は34筆1万4,790平方メートルで、遊休農地86筆4万4,909平方メートルのおよそ3分の1となっております。

このような状況の下、町の独自事業である、魅力ある農業の創生事業の一環として、みらいパーク竜王では町内産農産物、特に野菜の出荷を増やすため、昨年7月に、団地なども含め町内全世帯にチラシを配布し、農産物出荷者の募集を行い、その後、定期的に栽培研修会を開催されています。

昨年度は、アグリパーク竜王や公民館を会場として4回開催され、延べ男性47名、女性53名の方が栽培研修会に参加されました。参加者は、従来から出荷されている方が大部分ではありましたが、種苗会社や県普及指導員、みらいパーク竜王のスタッフから栽培指導を受けられ、8名と1グループが新たに菊芋やオクラ、さつま芋、白ネギなどを直売所に出荷、販売されました。

現在、この研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止されていますが、研修会の再開に際しましては、農家の方に限らず、家庭菜園などで野菜づくりに興味を持たれた方など幅広く、より多くの皆様に参加いただけるよう、PRの方法や研修テーマなどを、みらいパーク竜王と連携して取り組んでまいります。

町としましても、引き続き野菜等の増産に向け、魅力ある農業の創生事業で支援を行い、遊休農地を活用いただき、町内産農産物の直売所への出荷拡大につなげていただきたいと思います。

以上、大前議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 大前セツ子議員。

○7番（大前セツ子） 今、各地区で遊休農地が増加する中ですが、定年帰農で新たに農業施設を建てられ農業を始められた方がおられると聞いています。また、

先日の新聞に、守山市で遊休農地を使い、地域になじみの深い小豆を使って、赤飯やお菓子作りをして地域を元気にしたいと意気込む仲間が紹介されていました。

竜王町でも、定年帰農者や団地の方で農業に関心を持って家庭菜園を始められた方もいます。ただいまの答弁の中、魅力ある農業の創生事業の一環として農産物出荷者の募集を行ったところ、延べ100名の方が参加されたとお聞きしました。でも、その大部分は、従来から出荷されている方であるとのことでした。

このような中、定年帰農者、特に団地の方など農業が初めてという方などにも積極的に呼びかけ、地域を元気にしたいという農業の仲間づくりから始め、町や農業委員さんやコーディネーターさんなどからアドバイスをいただきながら、遊休農地を利用して農産物を育て、道の駅で販売できるようになればと考えていますが、町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 大前議員の再質問にお答えいたします。

仲間で農業を通じて地域を元気にしたいという活動に関しましては、先ほどのみらいパーク竜王が開催される野菜栽培研修会のほか、県主催で六次産業化などテーマ別の研修が開催されますので、御案内をさせていただきます。また、町の独自事業である魅力ある農業の創生事業では、町内産野菜の増産支援のほか、農産物ブランド化支援のメニューもあり、農産物の新ブランドの立ち上げ支援もしています。みらいパーク竜王のコーディネーターとも相談いただき、例えば、直売所の限定品となるような農産物や新たな品種などの栽培、販売を検討いただいてはいかがかと思えます。

農家の方、団地など非農家の方も含め、町民の皆様とみらいパーク竜王やJAなどの関係団体、そして、農業委員会や行政が連携して先人からの貴重な財産である竜王町の農地を農業生産の場として活用し、引き継いでいくことが重要と考えております。

魅力ある農業の創生事業を活用いただき、元気な農業、元気な地域へとつながっていくよう、また農業に関わることによって人のつながりが広がっていくように進めたいと考えております。御支援、御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、大前議員の再質問への回答といたします。

○議長（小西久次） 大前セツ子議員。

○7番（大前セツ子） 岡屋や山面にできた工業団地の方や団地の方にもお声をか

け、竜王をより好きになってもらえるよう、まずは仲間づくりから始め、収穫する楽しさ、対話が生まれる販売へと夢が膨らむプロセスへとつなげていけますよう、町としてもアドバイスをいただきたいと思います。終わります。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。午前10時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時25分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問に移ってください。

7番、大前セツ子議員。

**○7番（大前セツ子）** 次の質問に移らせていただきます。

質問事項。ドライブレコーダーの購入支援について。

2017年6月、神奈川県東名高速道路でワゴン車が路上で止まり、その後大型トラックが追突し、一家4人が死傷した事故や去年8月、茨城県の常磐自動車道で男性があおり運転を受けた後、殴打され負傷した事件は記憶に新しいところです。

道路交通法の改正により、本年6月30日から妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設され、10類型の違反が取締りの対象となりました。加えて、妨害運転のような悪質・危険な行為により相手に怪我をさせたり、死亡させたりした場合の処罰についても、危険運転致死傷罪を適用とする自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の改正が行われ、本年7月2日から施行されました。

今までは客観的な証拠がないと立証が難しかった事案も、ドライブレコーダーを装着すれば、自衛のためや事故原因の究明と再発防止に役立つとして、近年注目されています。

そこで、ドライバーの安全・安心のため、町民のドライブレコーダーの購入支援について町の考えをお伺いします。

**○議長（小西久次）** 寺嶋生活安全課長。

**○生活安全課長（寺嶋 要）** 大前セツ子議員の「ドライブレコーダーの購入支援について」の御質問にお答えします。

他の車両等の通行を妨害する目的で車間距離を詰める運転、いわゆるあおり運転による事件が多発したことにより、道路交通法が改正され、本年6月30日か

らあおり運転に対する罰則が設けられました。また、あおり運転や妨害運転による死亡事故や事件の多発を受け、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の改正法が本年7月2日から施行され、走行中の車両前方に停止するなどの、他の車両等の通行を妨害する行為が危険運転致死傷罪に追加されたところでもあります。

あおり運転に対する法改正後、既に全国で逮捕者が出ており、滋賀県内や京都府内でも書類送検された事案が発生しております。ドライブレコーダーを設置することで事件や事故の際に責任の所在を明らかにすることができるため、裁判等での事実確認のために利用されるほか、事件や事故に遭遇するリスクを軽減する効果があり、また、設置者が加害者にならないよう安全運転を心がける作用があると考えられます。

以上のことから、ドライブレコーダーの設置は、事件や事故の抑制や解決に一定の効果があると考えられます。

令和元年11月に国土交通省が実施したアンケート調査によりますと、ドライブレコーダーの設置率は45.9%で、20代と60代では半数を超えているなど普及が進んでいると考えられます。このようなことから、設置費用に係る公費負担につきましては、普及状況や他市町の取組も見ながら総合的に判断してまいりたいと考えます。また、妨害運転防止等、交通安全の啓発にも努めてまいりたいと考えます。

以上、大前議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大前セツ子議員。

**○7番（大前セツ子）** 説明でよく分かりました。その上で再度の提案なのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自家用車での外出や通勤が多くなり、交通事故に巻き込まれる危険も増えると予想されます。

そこで、交通事故の原因となる事件や事故が発生したとき、有力証拠となる防犯カメラの映像のほか、目撃者の供述や現場での検証などいろいろある中、ドライブレコーダーを取り付けていれば、いち早く事故原因の究明につながります。

そこで、今までは「あったら安心」と思っていた人も、今では「ないと困る」との思いから、買い求める人が増加していると聞いています。新型コロナウイルス感染拡大の中、町内でドライブレコーダーの取扱いをされている事業所応援の観点からも前向きに検討していただきますようお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（小西久次） 次に、10番、貴多正幸議員の発言を許します。

10番、貴多正幸議員。

○10番（貴多正幸） 令和2年第3回定例会一般質問として、今後の町財政状況について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大が今もなお続き、また、収束が見えない中、国内外における経済的・社会的影響は計り知れない。当町においても、新型コロナウイルス感染症に対する施策として、町独自で第1次、第2次と対策を講じてきた。

しかしながら、そうした対策の主な財源は、財政調整基金を取り崩して充てられている。冒頭にも述べたように、経済的・社会的な影響が甚大であるため、当町の一般財源の大半を占める地方税への影響は厳しい状況になると予測できる。

そこで、当町は現在、地方交付税不交付団体であるが、令和3年度以降の見通し、並びに今後の財政状況について伺います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 貴多正幸議員の「今後の町財政状況について」の御質問にお答えいたします。

地方交付税とは、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するため、国から地方公共団体に交付される資金であり、このうちの94%が普通交付税として配分されます。この普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額との比較により交付、不交付が判定されるものであり、基準財政需要額が基準財政収入額を上回れば、財源不足として交付団体となります。

本町におきましては、昨年度の税収が好調であったことから基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、議員仰せのとおり、今年度につきましても平成30年度から引き続き不交付団体となっております。

今後の普通交付税の見通しにつきましては、現時点におきまして算定基礎数値となる項目のうち、確定値ではなく推測値として算定する項目もあるため確実な算定はできませんが、まず、令和3年度の見通しにつきましては、基礎数値のうち大きな要素となる法人税額について、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今年度の税収は大幅に減少する見込みであります。法人税額については、税収が景気の変動を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定基礎数値である推計基準額と実績額との間に著しく格差が生じることがあるため、過去3か

年の差額分を平均して精算する算定式となっております。

このようなことから、令和3年度につきましても基準財政需要額が基準財政収入額を上回ることとはなく、現時点におきましては不交付団体になると想定しております。

一方で、令和4年度以降の見通しにつきましては、多くの算定基礎数値が推測値となるため、さらに算定見込みは困難となりますが、新型コロナウイルスワクチンの完成時期も不透明であるため、このような状況が続く、もしくはさらに悪化する状況となれば、国内外における経済的影響は大きく、さらなる税収減となり、基準財政需要額が基準財政収入額を上回り、交付団体となることが想定されます。

しかしながら、これまでの企業誘致による税収の増額要素も見込めることから、今後の動向を注視しながら慎重に精査していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年度におけるそれぞれの対策費の決算状況を見ながら、財源を国の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金に組み替える予定ではあるものの、予算ベースで約2億円の一般財源額に対し、現時点における本町の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の交付限度額が約1億2,000万円でありますことから、その残額は財政調整基金を取り崩す必要があると想定しております。

今後の財政状況につきましては、次年度以降においてもこの状況が続くようであれば、新型コロナウイルス感染症関連の対策費を見込む必要があること、また、歳入においては税収減を見込む必要があることから、財政調整基金を取り崩す予算編成となります。

このような中、今後見込まれる社会保障関係経費の増加や道路橋梁などのインフラ施設を含めた公共施設の老朽化への対応、また、コンパクトシティ化構想の実現等、多くの事業があることから、まずは、事業費の精査はもちろんでございますが、それでも不足する財源に対して、国県補助金等の特定財源の確保やこれまで積み立ててきた各種基金の有効活用が必要となります。

今定例会でも報告いたしましたとおり、財政運営の硬直化を示す実質公債費比率、また将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率については着実に改善してきております。

今後も安定的な財政運営を維持し、効率的かつ持続可能な行財政運営に努め、歳入、歳出のバランス、財政の健全性が崩れないよう社会情勢を見極め、住民ニ

ーズに応えられるよう慎重に取り組んでまいります。

以上、貴多議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 貴多正幸議員。

**○10番（貴多正幸）** 大変見通しが難しい中、丁寧に回答いただきました。

そうした中ですけれども、最後に課長が申されていた中で、今後見込まれる社会保障関係経費の増加や道路橋梁などのインフラ施設を含めた公共施設の老朽化への対応、これは何も箱物を建てるさかいに必要するというものでもなく、最低限の町民へのサービスの一環かなというふうに思います。

そうした中で、私事ではございますが、私は平成19年10月から議員をさせてもらっているんですが、議員にならせていただいたときの実質公債費比率は、当時15.8%でした。それから財政が急に逼迫していくんですが、平成20年度は18.4%、平成21年度は20.1%になるんですね。18%を超えますと、起債を起こすには県の許可が要するというので、当時は非常に苦労したように記憶しています。

当時の町長も行財政改革と称し、各種の事業の見直しをされ、各種団体への補助金の減額、また、それまでは夏祭り、文化祭は毎年行われていたんですが、隔年開催されたのもこの時期やったんじゃないかなというふうに思いますし、また議会の視察研修費も削除されたというような記憶がございます。

そうした中で、ちょっと見てみますと、今、一般会計の令和元年度の起債残高は約42億円、水道事業に至りますと約9億4,000万円、下水道事業に至ると約37億7,000万円ということで、竜王町の起債残高は約90億円あるわけです。そうした中で、先ほど申しましたように、平成19年度、平成18年度、平成21年度は15.8%、18.4%、20.1%となっていた実質公債費比率でしたが、徐々に18、16、14、12、最近では11%で横ばい状態やったんですが、令和元年度におけると9.7%になったということで、先ほどの課長の回答にもありましたように、非常に安定している状況ではないかなと思いますし、監査委員さんからの意見書にも、良好な状況にあると認められますというふうな意見書も頂いています。

そうした中ですが、先ほど申したように、やはり約90億円ある借金をどのように返していくのかというのが、僕は一つ大きな課題となると思います。特に水道、下水については、今の管が古くなってきて更新をしていかなければいけないという状況の中、また新たに管を布設替えすると、多大なるお金が要るわ

けですよね。こんだけ借金がある中、また起債を起し管を替えていかなければ、これがもし破裂したらとんでもないことになるので、そうしたことを考えたときに、まずはこの借金を減らすというお考えを、例えば一般会計、並びに水道、下水、どのような考え方を持っておられるのか、ちょっとその辺について伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 貴多議員の再質問について御回答させていただきたいと思います。

貴多議員おっしゃっていただきましたように、平成19年度から実質公債費比率については15.8%でしたが、その後、平成21年度に20.1%になったというところでしたが、それがピークでしたが、今日に至るこの10年間で健全化を進めてまいりました中で、令和元年度では9.7%ということになったというところがございます。

今後考えておりますのは、16%程度までは限度であるかなというふうに考えております。当町の財政の標準財政規模で申し上げますと、約38億円を想定しております。そういった中では、起債の限度額については、80億円から90億円を見込んであるということがございます。そのうち、先ほど申しいただきました、一般会計については42億円ということでもございます。

今後、償還に関しまして、残高が減少していく部分もあるというふうには思っておりますけれども、あと40億円から50億円辺りが、今後は借入れの限度額というふうに想定しておるというところがございます。これの年度ごとの償還額につきましては、約6億円を限度に考えておるというところがございます。

以上、再質問の御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） 貴多議員の再質問にお答えいたします。

上下水道共にでございますけれども、今後どのように整備をしていくのかということだと思っております。

上下水道共に大変重要なインフラだと認識しております。それらについての更新でございますけれども、更新計画を立てて順次対応していきたいと考えているところがございますし、まず利益が出た場合には、減災積立金であったりとか、そういうところに積立てをさせていただいて、計画的に進めていきたいというところがございます。

以上でございます。

○議長（小西久次） 貴多正幸議員。

○10番（貴多正幸） 今お答えいただいたのは、何事もなく今の状態のまま行けばという感じかなというふうに思うんですが、次に、先ほどは「借金」という考え方から聞いたので、今度は「貯金」ということを考えながら質問をしていきたいなと考えます。

今定例会については、令和元年度の決算認定もございまして、先日委員会が終わったんですけれども、その決算書によりますと、財政調整基金につきましては、決算年度末現在高でいきますと約14億円ぐらい。竜王町立竜王小学校改築基金につきましては、同じく決算年度末現在高が約2億6,000万円。そして、その学校の建替えにも使えるであろうと思われる教育厚生施設等整備基金については、約4億4,000万円ぐらいあるわけです。

僕、今定例会では非常に注目度が高いので、ほかの議員の方々もコンパクトシティ化構想について質問されている方もおられますので、少しそちらのお話もさせていただきたいなというふうに思います。

今、申しましたように、町の借金もありますけれども貯金もあると、そういう状況の中、竜王小学校の改築という大きな問題がございますが、こちらについても約10年ほど前に、委員会を経て、竜王小学校を改築していく方向で考えようというふうに方向が決まったわけですが、その10年間で、今申したように、竜王小学校を純粹に立て替えるという基金は2億3,000万円ぐらいしかない、その状況の中で、例えば小学校を移築するに当たって、地べたの話とかもございしますが、小学校改築するだけで約30億円かかる、コンパクトシティ化構想を進めるに当たっては、50億円とも60億円とも言われているんですが、それだけのお金が要るわけです。今、この財政の状況の中、2025年4月開校を目指しておられるので、大変なコロナ禍の中ではございますが、事業を進めていただいていることはよいことかなというふうに思います。

しかし、事業を進める、それは進めてもらって構わないんですが、対であるはずの財政がなかなか見えてこないんですよ。だから、やっぱりその辺の見通しをやはり早く教えてもらわないと、我々も考えるということが必要になってきますので。

そういったことから、今現在、先ほども申しましたが、一般会計の起債が42億円、それに対して財政調整基金と学校建築基金については先ほど申した金額で

すが、そのバランスを考えて、2025年4月開校に向けて借金をした場合、急激に実質赤字比率とかが上がっていかないのかが僕は心配なんです。

要は、起債をするに当たって、滋賀県の許可を得なければならないというようなことになると、竜王町がこのようにまちづくりをしていこうと思っても、毎度毎度県に許可を得なければならないことになるんですね。そうしたことを考えると、非常にまちづくりも難しいかなというふうに考えますので、その辺についての考え方、これからの動向について、コンパクトシティ化構想、僕は進めてもらって結構やと思います。2025年4月に向かって進んでいただくことは大切ですが、少し財政を見たときに、柔軟な考え方を持つというのも一つの考え方だと私は思うので、その辺についての見解を聞きたいと思います。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 貴多議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたけれども、今後16%というのが一応限度と、18%を超えてしまいますと、減への形を取らざるを得ないということになりますので、そういった中で、先ほども回答させていただきましたが、今後見込まれる起債といったしましては、40億円から50億円ぐらいが限度かなというふうに考えております。

最初のほうでも回答させていただきましたが、今後そういったコンパクトシティ化構想以外に道路橋梁のインフラ整備、また公共施設等の修繕等、そういうこともございますので、そういったことを見据えて財政の平準化を図っていきたいというふうに考えております。

以上、再々質問の御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 市田総務主監。

**○総務主監（市田重宏）** 貴多議員の、コンパクトシティ化構想の整備に当たって財政的に柔軟な考え方を持っていいのではないかと御質問でございます。

先ほど来、答弁をさせていただいておりますが、コンパクトシティ化構想を推進するに当たって、現在の試算でございますが、総額でおよそ55億円程度と試算しているところでございます。この額につきましては現時点の試算額でありまして、今後、基本計画、基本設計等によりまして改めて整備費用を算定したいというふうに考えておりますが、この現時点での試算額を基にシミュレーションをさせていただきますと、令和5年度に小学校の建築等で約30億円程度の費用が必要になると、このときに支出ピークを迎えるというふうに考えております。

したがいまして、このときの起債等が必要になってまいります、起債の残高が現在42億円で、さらにどれだけ起債ができるかというところで見えてまいりますと、約40億円から50億円は借り入れることができるというふうに試算してございます。そういったことから、ピークを30億円という形で迎えますけれども、先ほども答弁がございましたが、可能な限り平準化できるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。そういった意味で柔軟に、財政状況を適切に把握しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、貴多議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 貴多議員の御質問、全体的な話として少しお話ししたいと思います。

大変財政状況について御心配をいただきまして、ありがとうございますといたしますか、我々としても財政をしっかりと見ながら推進しなきゃいけないと、そういうふうに考えるところでございます。

今の町の税収の額というのは、令和元年度の決算数字として約39億円あります。そのうち法人町民税、いわゆる企業から入ってきているお金が約13億円ありまして、固定資産税が約17億円あります。そうしますと、その2つを合わせて全体の約9割が、いわゆるその2つの税収で入ってきています。

そういう意味で、今後の見通しをとということ、しっかりした見通しを我々としても常に検証しながら事業を進めていきたいと思っております、この令和2年度の推定値が一応概算として約34億円の税収を見込んでいます。そのうち法人町民税については約6億5,000万円ですから、相当大きく減収するということです。固定資産税は逆に2億円ほど増えて、約19億3,500万円まで増えると。これはなぜかという、大手の自動車メーカーが前年に大きな投資をしてもらったと、その結果としての税収増ということです。

それぞれ今後の法人町民税、固定資産税の動向をどう見ていくのかということですが、法人町民税については、令和4年度で一定の水準まで戻らるだろうと、それが約8億7,000万円まで戻る。ただ、逆に言うと、令和元年度の13億円というのが非常の大きい数字だと。逆に今後は、約8億7,000万円程度で推定するだろうと。そういう前提で、令和4年度には、令和元年度の決算数字である39億円というのが35億円水準で今後維持するだろうと我々は考えております。

そうしますと、その前提で今後、事業を進めていくということになると、今の起債残高も含め、また小学校の建設についてはできるだけ国からの支援金を獲得したいと思っていますし、それも含めてやっぱり学校というのは、我々としては、計画的にやっていかなきゃいけないという前提に立って資金調達も考えながら進めていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

そういう意味で、現時点で確かにコロナの、令和元年度決算、令和2年度決算、令和3年度の決算までは法人町民税を中心にやはりマイナス要素が出てくるけれども、これがいつまで続くかということもあります。製造業については比較的早い回復という見方もありますし、そうではないという見方もありますけれども、一応今の前提ではそういうふうと考えておまして、それを基本に進めていきたい。その前提が大きく変わるようなことがあれば、これはもちろん再検討しないといけないというのは考えておりますので、そういうことないように精いっぱい努力をしたいと思えます。

それから、財政調整基金の残高推移については、先ほどお話のあったとおりですけれども、平成22年度には10億円あったものが、平成23年度には5億6,000万円まで半減している、それ以降、平成24年、平成25年が10億円前後、また平成25年については11億5,000万円と推移し、平成26年には8億1,800万円ですから、約3億円ぐらい減っている、それから平成27年、平成28年が極端に減って3億円程度にまで落ち込んでいると、それが平成29年、平成30年、令和元年と約10億円から11億円、令和元年決算については14億円まで増えている、そういう状況でございますので、財政調整基金についても、先ほど申し上げたとおり、コロナ対策で約2億円使うけれども、そのうち8,000万円を財政調整基金から繰り出して、残りは国からの臨時交付金で対応するというのが今の流れでございますので、そういう財政の一応の見通しの前提の上に、もちろんコンパクトシティもそうですけれども、いろんな施設の長寿命化も含めて対応していきたいと思うところでございます。

そういう全体的な中で、その不交付、交付という問題については、私は、不交付団体は名誉ではありますけれども、本来的に言うと、これは本当にいいんだろうかというのは、長い目のインフラ整備だとかいうことを考えると、やはり日本のほとんど100%に近い市町は交付団体としての行政の運営をしています、それが今の日本の国のありようでございますので、この不交付団体は非常に誇らしいことではあるけれども、竜王町の財政特性からいってかなり長期的なインフラ

整備にはいろんな問題が出てきていると思ってしまして、できるだけ必要なインフラを整備して、適切な不交付団体ではなくて、必要な額の交付を受けるような団体にもっていくほうが、私は町のためにはいいんじゃないかなと思っていますところでございます。

ただ、本当にやるべきことを私はこの4年間進めてくるということで、だから、財政もいろいろ厳しいけれども、それで躊躇して手を打たなければ、またこれ課題を先延ばしにしますので、慎重かつ計算をした上で進めていきたいと思っていますので、いろいろ御心配いただくことは本当にいっぱいあると思うので、議会のいろんな機会でもその都度の財政状況を確認いただいたらいいと思いますけれども、その前提で進めていきたいということについて御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 次に、6番、尾川幸左衛門議員の発言を許します。

6番、尾川幸左衛門議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 令和2年第3回定例会一般質問。6番、尾川幸左衛門。

質問事項としましては、弓削地区の雨水対策について伺います。

本町は、日野川と祖父川が主流河川で、この河川に流入する12の一級河川がある。日野川は蛇行が激しく、祖父川は天井川であり、全ての一級河川は県管理であることから、河川改修を要望しており、今後もこれを続ける必要がある。

しかし、一級河川の上流流域は、町が雨水整備を行う必要があり、県の下水道指針では、市街地は10年確率雨量で整備することになっている。本町においては、市街地と集落を同等と考え、県の10年確率の地先の安全度マップから見ると、弓削地区がゼロから1メートルの浸水予測が出ている。これは、一級河川の決壊ではなく内水による浸水と思われる。これについて弓削地区の雨水排水の現況を調査し、課題、並びに対策を検討しているのかを伺います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川幸左衛門議員の「弓削地区の雨水対策について」の御質問についてお答えいたします。

弓削地区は、豪雨により日野川の水位が上昇すると、時に支流の流入が阻害され、内水が圃場等に浸水するという状況が発生しております。また、滋賀県が公表しております内水による浸水を考慮した地先の安全度マップ10年確率においては、集落内においても一部浸水箇所が想定されております。

一級河川の決壊ではなく、内水による浸水状況に対して、雨水排水の現況を調査し、課題、並びに対策を検討しているのかとの御質問ですが、過去には農村総合整備モデル事業により集落内の排水路整備を部分的に行っておりますが、それ以後に、下水道の基準に則った、集落を市街地同等とみなした方法における調査検討は行っておりません。

一方で、日野川の当該区域については、天井川を形成しており、沿川地域の防災減災と同時に内水被害の軽減のためには、日野川の抜本改修が最重要であるとの考えから、国や県に対し強く要望を行っております。

いずれにしましても、地域住民の方々が安全安心に住み続けられることが第一であり、雨水対策として御質問をいただきましたことを機会に、下水道における雨水排水対策について研究してまいりたいと考えております。

以上、尾川議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 尾川幸左衛門議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 再質問します。

回答に載っております、日野川抜本改修が最重要であることから、国や県に対して強く要望しておられると、これはもっともな話で頑張っておられると思うんですけども、私は河川にちょっと興味がありまして、いろんな資料をもらって分析をしてみたんですけども、まず、竜王町において一番最近河川の被害があったのは台風18号で、これ避難させていただいた河川でございます。このときの状況をいろいろ調べてるんですけど、分からなかったんですけども、まず河川の水位はどのぐらいになって、そして余裕高がどのぐらいだったかと、そういうことが分かりましたら教えてほしいのと、そして、日野川と祖父川のそのときの、今の現状の計画と照らし合わせて何%までぐらい水が来ていたんだろうかと、そういうことも分かったら教えていただきたいと思えます。

そこで、一番大事なことで要望なんですけれども、日野川、祖父川をどのようにしてほしいのかと。河川改修の要望はしているというのをいろいろ町長さんからもお伺いをしているんですけども、どういうようにしてほしいのかと、それが私は一番大事だと思うんです。日野川の川床を下げしてほしいのか、5メートルほど下げしてほしいのか、2メートルほどでいいのか、どういことを竜王町は望んでいるんだと、それを示して国とかに要望しなければ、何をしてほしいのか分からないと、そこら辺のきちとした考えがございましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 尾川議員の再質問にお答えいたします。

まず、平成25年度の、台風18号時の日野川の水位でございます。今ちょっと手元に資料はございませんけれども、安吉橋におきまして計画高水位が6メートルでございます。その6メートルを超えたということで確認をしております。

それから、日野川についてどのように要望しているのかということでございます。竜王町の区域の現状の課題としましては、滋賀県の調査によりますと、流下能力がおおむね10年確率程度ということで小さく、議員仰せのとおり形としては天井川でありまして、内水被害がしばしば発生しているという状況でございます。また、河川が極端に蛇行しているということから、堤防への影響が大きく、堤防の被害が起りやすいということで認識しております。

現在、滋賀県におきましては、善光寺川合流点から上流域、竜王町の区域につきまして河道の概略検討ということで、事業実施区間の延伸ということで河川の整備計画の変更に向けて着手をいただいております。

本町としましては、竜王町の区域の日野川改修計画において水害発生リスクを軽減して、浸水区域の軽減を行うということが一番重要なことであると考えております。河川改修の計画に当たりまして、県でも考えていただいておりますが、やはり極端な蛇行の是正、それから、河道の水位をできるだけ下げて、必要な流下能力を確保できるような形で改修に向けて進めていただけるよう要望を行っておりますし、引き続き要望を行っていきたいということで考えております。

以上、尾川議員への再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 尾川幸左衛門議員。

○6番（尾川幸左衛門） 要望を示すときには、やっぱり数字的にできたら示していただきたいと。これは確率年を何年にしてほしいとか、そして河川の川床をどのぐらい下げてほしいとか、そういうことが大事だと思います。

それともう一つ、これから再々質問です。

答弁書にあります、下水道における雨水排水対策に対して研究してまいりたいと考えておりますという答えを弓削地区でいただいておりますが、今の下水道の状況、雨水の状況を言いますと、まず、横の野洲市ですと調査はもう終わりました、今、認可をして工事をしておられます。そして、湖南市も調査を終わられて1回目の認可をして、今度は2回目の認可をしようというような進捗状況です。そして、東近江市ですと、1回目の認可が終わりまして、工事も終わりまして、その次は

第2弾をしようということで調査をして、来年認可をしようと思っておられます。そういうことで、雨水排水はできるだけみんなが早くしていこうと、そういう予定なんです。

ただ、今の回答を見ていると、研究をしていきたい、調査じゃなくて研究をしていきたい、周りの市は全部どんどん進めておられるのに、竜王町はまだ始めてもないと、これでは少し住民に対してどういうことかなと思うんですけれども、そこらの考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（小西久次）** 井口産業建設主監。

**○産業建設主監（井口清幸）** 尾川議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、再問のときに建設計画課長から申し上げましたように、今現在、竜王町におきましては、平成25年に計画・図化したものがございます。これについては、基本的には、竜王町内の市街化区域を中心とするエリアをどのように計画を位置づけるかというようなところでございます。

ただ、本来この排水の計画については、もう少し市街化の人口が密集した地域での計画づけということで、各市も中心にやっておられるかなというふうに思います。だから、竜王町としてどのような、エリアもそうですが、この計画について全体的な、まずは位置づけみたいなものをもう一度改めて検討する必要があるなというふうに思っておりますので、それらを踏まえて調査をしていきたいというようなことでございます。

先ほどもございましたように、対策としては、議員は弓削地区ということで特定されておりますが、竜王町では昭和52年頃から竜王町の総合整備モデル事業ということで全ての地域の中で、道路でいきますと3メートルを確保をする道路、それから町内、各集落での家庭排水も含めた排水工事など、20億円、30億円という費用を投資しながら整備が行われております。そうしたことで一定の排水計画といえますか、排水機能としてはあるかなというふうに思いますので、それらを含めてまた検討してまいります。

ただ、今、国交省のほうでは、外水の氾濫に加えて、やはり内水の対策ということで策定を市町に促すような方向性を示されております。そうしたことから、中長期的な方針を定めます雨水管理総合計画というものを今後、各市町村に計画を立ててほしいということで具体的に指示が来るものと思っておりますので、そうした法改正も含めた制度化の折りに今回の竜王町の状況を総合的に判断をしながら、雨水管理総合計画とリンクをさせながら検討していきたいというふうに思

います。

それと、やはり日野川の改修計画の箇所高とか、いろんなことを総合的に配慮しながら、対策の具体的な方向等については、そこらの関連が出てまいりますので、それらも含めて計画に向けて調査をしてまいりたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、尾川議員への再質問の答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次に、4番、鎌田勝治議員の発言を許します。

4番、鎌田勝治議員。

**○4番（鎌田勝治）** 令和2年第3回定例会一般質問。4番、鎌田勝治。

本日は、2問質問します。

まず1問目ですが、公共交通の整備について。

平成24年度、2012年度に59日間実施したデマンド交通社会実験は、延べ利用者数107人、1日当たりの利用者数1.8人となり、事前アンケートによる想定利用者数を大きく下回る残念な結果で終了しました。実験後の検証で、当時の利用者と区長から回収したアンケート結果から、利用者が少ない原因の1つとして、交通社会実験の認知度は低く、十分に周知が図れていなかったと、令和2年3月に策定された竜王町交通計画に明記されております。

今回、改めて本年10月より、デマンド交通の実証実験を実施する予定であるが、前回の結果を十二分に検証し、この実験に臨まれるよう期待を込めて、次の3点について伺います。

まず1点目、平成24年度に実施したデマンド交通社会実験の結果が今回の実証実験にどのように活かされているのかなど、具体的な改善点は何か。

2つ目、前回実験時の一番の課題と思われる地域住民への周知方法は。

3点目、前述の竜王町交通計画は、今後どのように活用されるのか。

いずれも、より実効性のある具体的な方法・手段を備えた町の考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 区司未来創造課長。

**○未来創造課長（区司明德）** 鎌田勝治議員の「公共交通の整備について」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、「平成24年度に実施したデマンド交通社会実験の結果が今回の実証実験にどのように活かされているのか等、具体的な改善点は何か」の御質問でございますが、前回の社会実験の結果から、今回の実証運行で改善した点は4点ございます。

1点目は、事前に会員登録が必要ということです。事前に会員登録を必要とする理由は、会員登録の際に自宅付近の停留所を把握しておくことで、予約時におけるオペレーターとのやり取り等がスムーズになり、利便性の向上が図れるためです。

2点目は、停留所の数を増やしたということです。前回の社会実験では、全集落におおむね2か所程度でしたが、今回の実証運行では、利用者が停留所まで行く負担を極力減らすため、お住まいからおおむね100メートル以内に停留所を設置しています。

3点目は、ラッピングを施した車両にしているということです。今回使用する車両にはラッピングを施しており、ラッピングデザインは竜王中学校のアートデザインサイエンスクラブの生徒のデザインを基にしております。車両にラッピングをすることによって、利用者にとって親しみやすく、分かりやすい車両となり、皆様から愛されるワゴン車になると考えております。

4点目は、路線バスへの乗り継ぎが便利になっているということです。駅など町外への移動は、路線バスと乗り継ぐ必要があり、乗り継ぎ拠点として竜王口と竜王町タウンセンターを設置しております。予約の際、オペレーターへ町外に行くことを伝えていただくと、オペレーターが路線バスの時刻から逆算し、最寄りの停留所から乗り継ぎ拠点までの時間を算出するので、最寄りの停留所の出発時間をお伝えすることができます。

続いて、2点目の「前回実験時の一番の課題と思われる地域住民への周知方法は」の御質問ですが、まずはチョイソコりゅうおうを知っていただきたい、利用していただきたいことから、令和2年10月1日から半年間は運賃を免除としています。

また、主な利用者は高齢者になると考えていますので、老人クラブ連合会や各地域の老人会などで説明するとともに、民生委員・児童委員や福祉委員等に御協力いただき、地域の行事等と連携していきたいと考えております。

続いて、3つ目の「竜王町交通計画は今後どのように活用されるのか」の御質問ですが、竜王町交通計画は、まちづくりと連携した交通ネットワークの在り方・方向性を示すとともに、今回の実証運行を見据えた新たな移動手段の導入方針を示すことを目的として策定いたしました。このことから、今回の実証運行の評価・検証を十分に行い、課題や改善すべき点等を整理した上で、その内容を反映すべく竜王町交通計画を改定する必要があります。そして、改定後の竜王町

交通計画に基づき、本格運行につなげてまいりたいと考えております。

最後に、今回のチョイソコリゅうおうの実証運行は、地域への浸透が特に重要と考えておりますので、議員皆様方から各地域へ周知していただく等のお力添えもいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げ、鎌田議員への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） よく分かりました。

そこで、1点確認をさせていただきます。

既にもう皆さんのお手元にもこういうパンフレットが行っているかと思えます。この中で、事前に会員登録をするというのが今回一つ、改善されている点だというお話ですが、その申請書の横に、こういう会員規約というものがついております。当然いろんな事業を進めるに当たっては、こういう規約というのは必要になりますし、中身を読んでも十分に理解できる内容だと思います。

ただ、対象がやはり高齢者の方が多いということを想定しますと、この規約に書かれている内容については、これを読ませていただいて、少し難しいのかなという気がしました。

今度、各地域に出向かれて、そのPRをされるということも伺っておりますので、ぜひそのときに丁寧な説明を付け加えていただければなというふうに思います。

特に7番の運行乗車希望受付日時及び運休というところなんですけれども、ここで運行日時が平日の午前9時から午後4時、乗車希望受付日時が平日の午前8時半から午後4時というふうに明記されております。その乗車希望受付日時の下のほうを見ますと、利用希望日の2週間前から利用希望時間の1時間前まで受け付けますというふうな注意書きがされているんです。これはよく読むと分かるんですけれども、先ほど申し上げた時間ですね、要は、乗車運行日時が午後4時までの運行だと、仮に当日乗りたいといった場合、先ほどの注意書きでいくと1時間前ですから、午後3時までの受付になるわけです、杓子定規な言い方をすると。そうすると、受付が午後4時までであると、どうも勘違いされそうな気がします。

そういったところも、やっぱり書いたものだけだと誤解を生む可能性があるので、先ほど申し上げたように、各地域を回られたときに、少し丁寧な説明を付け加えていただければなというふうに思います。

加えて今回の事業は、周知するということが非常に大事だということは我々も

認識しておりますので、議員各位におかれては、この会員登録をぜひ家族の皆さんも含めてお願いしたいということと、今日ここに出ておられる執行部の方々も、会員登録はぜひお願いしたいなというふうに思います。

我々議員とか執行部の方々が率先して、何かの機会を見つけてこういうものを使うということも非常に大事じゃないかなと、一般住民の方々に対してPRするためには、非常に有効な手段だと思います。よろしく願いして、1問目の質問を終わります。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○4番（鎌田勝治）** 行政改革（外部委託の推進）について。

行政改革の一般的な定義は、「行政の活動を改善するために、行政機構の構造や活動手法を意図的に変えること」とありますが、具体的には、経費・人員の削減、事務・事業の見直し、組織・機構の統廃合、外部委託の内容に集約されます。

つまり、行政改革は民間での経営改善であり、事業運営に極めて重要な役割を果たすものであります。その中で、限られたリソースを有効に活用しながら、業務効率の改善効果を期待できるのは、組織・人員の見直しと併せて外部委託になるとは思います。その外部委託に関して、町の考え方を伺います。

一番の成功例としては、平成26年10月より実施されている、民間業者への上下水道料金等包括業務委託がありますが、窓口、検針、調定、収納、開閉栓等の業務に係る労働力が大きく改善され、住民サービスの向上につながっていると同時に、滞納整理業務にも成果が上がっていると。そのことを踏まえて次の3点を伺います。

1点目、住民課の窓口業務を民間業者へ業務委託することを、今後検討されないのか。2つ目、外部委託を検討する場合、どのような手順で検討を進めるのか。3点目、第五次竜王町総合計画の検証が行われ、第六次の計画作成中だと思いますが、行政改革に関する方針をどのように示されるのか。

**○議長（小西久次）** 中畷住民課長。

**○住民課長（中畷幸作）** 鎌田勝治議員の「行政改革(外部委託の推進)について」の御質問のうち、1点目の「住民課の窓口業務を民間業者へ業務委託することを今後検討されないのか。」の御質問についてお答えいたします。

住民課の窓口業務は、戸籍に関する事務、住民基本台帳に関する事務、マイナンバーに関する事務があります。また、国民健康保険、国民年金、福祉医療、後期高齢者医療に関する事務もございます。このように住民課の窓口業務は多岐に

わたり、親切丁寧な窓口サービスを提供することが求められますが、コンピューター関連業務や各種法令・制度等に基づく業務が多いため、専門性が要求されることから、効率的な窓口業務の在り方が昨今、問われております。

こうした状況を踏まえ、県内市町の窓口担当課で構成される滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会では、平成30年度に先進地研修として大阪府豊中市を視察いたしました。豊中市では、窓口業務を外部委託されており、住民の待ち時間の短縮や郵送請求が早くなったというメリットがある一方で、委託料が高く、最終確認やクレーム対応は市職員が行う必要があるため、人員削減等の効果は低いということでした。また、県内では、近年、草津市・甲賀市・長浜市において、一部の業務について外部委託を始められたと聞いております。

このように、窓口業務を外部委託する自治体が出てきておりますが、住民に身近で親切丁寧な窓口対応を第一に考えて、職員のほか、会計年度任用職員を配置して、スキルアップを図りながら窓口業務に対応します。

今後、外部への業務委託が本町の自治体規模や状況に照らして効率的なものなのか、先進市町の状況を職員体制や費用対効果も含め情報収集し、引き続き検討してまいります。

以上、鎌田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 鎌田勝治議員の「行政改革（外部委託の推進）について」の御質問のうち、私からは、2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

まず、2点目の「外部委託を検討する場合、どのような手順で検討を進めるのか。」の御質問にお答えいたします。

行政改革は、経費の削減と行政サービス向上のために実施するものであり、外部委託も、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するための手法の1つであると考えております。外部委託のほかには、指定管理者制度や会計年度任用職員の活用など様々な手法があり、いずれの手法を用いるかは、その業務量や業務内容等によって異なります。外部委託について、今後、研究を続ける必要がありますが、検討を進める上で最も重要なことは、町民皆さんの期待に応えられる行政サービスを提供できることであると考えております。

なお、外部委託を検討する場合の手順については、明確に定まっておりませんが、まずは担当課において、外部委託する場合の経費や効果と、直接行政が行う場合の経費や労力などを比較することにより、外部委託を実施することによる費

用対効果について検討が必要となります。

その後、財政、人事や政策を担当する課を交えて多角的に検討を重ね、他市町の事例や状況も考慮し、町幹部による議論に進め、その可否を決定することとなります。

次に、3点目の「第五次竜王町総合計画の検証が行われ、第六次の計画作成中だと思うが、行政改革に関する方針をどのように示されるのか。」の御質問にお答えします。

総合計画は、町の最上位の計画と位置づけられ、まちづくりの方向性を示すとともに、行政運営の基本方針となるものです。第五次竜王町総合計画においては「行政改革」という言葉は用いておりませんが、確かな行政力として位置づけをしております。

第五次総合計画を策定したおおよそ10年前は、県内で市町村合併が進行する時期であり、平成の大合併の、滋賀県で最終となる近江八幡市と安土町の合併が成立した時期でございます。

そのような状況において、本町は合併することによって得られるスケールメリットではなく、町民と行政の顔の見える関係が保てることや自分たちの地域を自分たちで考え、自分たちで創っていくことができるなど、自律的なまちづくりを進めていくこととし、第五次総合計画を策定しました。そのため、以前の縮小、削減を主とした行政改革ではなく、合併しなくても確かな行政力をつけていくことを第五次総合計画に反映したところです。

まちづくりは、町民、企業、各種団体など様々な方々と一緒に行っていくものであり、当然、行政もまちづくりの担い手の1つでありますので、しっかりと総合計画でも行政力の確保について位置づけてまいりたいと考えております。

行政力を維持するためには、民間活力の活用やRPAなどの先端技術を活用することによって行政事務の効率化を図り、限られた人材を真に行政が担うべき業務に集中することにより、行政サービスの向上と継続性の確保を図っていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症により今後、行政手続や行政事務のデジタル化・オンライン化が加速度的に発展することが見込まれますので、社会情勢に乗り遅れることなく、しっかり対応してまいりたいと考えております。

以上、鎌田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 鎌田勝治議員。

**○4番（鎌田勝治）** まず、住民課長の答弁の中で、いろいろ先進地を視察されて検討しているという様子はよく分かりました。

この問題については、平成27年の第3回定例会一般質問で、その当時の議員のほうから、行政事務執行の見直しということで質問をされておりますが、実はそのときの答弁では、戸籍住民窓口業務、課税徴収業務など、町の規模から費用対効果が得られない。個人情報を取り扱うことや関係法令との整合性について慎重に取り扱う必要があつて、県下でも例がないというような、そのときの回答でございました。それからすれば、そういう先進地を視察されたり、いろいろ検討されているというのは、一步前進なのかなというふうに思います。

私は、何も業務委託することが全てだというふうに言っているわけじゃなくて、いわゆる民間の経営改善であれば、それも経営の一つの手法だろうというふうに思って、こういう質問をさせていただいてます。一定の進捗があつたというような理解をしております。

一方、未来創造課の課長の答弁の中で、3点ほど再質問をさせていただきます。

1つは、外部委託について、町民皆さんの期待に応えられる行政サービスを提供できることであるというふうに答弁されておりますが、その町民皆さんの期待に応える、応えられるということは、いわゆるニーズを知ることになると思うんですが、具体的にどうやって町民のニーズを知るのか、そこをまず1点。

それから2つ目が、財政、人事や政策を担当している課を交えて多角的に検討を重ねるというふうに答弁されておられました。これは、いわゆる行政事務改善委員会のことを指しているのか、これが2つ目の質問です。

3つ目が、一番最後のほうに答弁されておりましたが、行政力を維持するためには、民間活力の活用やRPAなどの先端技術を活用することによってというような答弁をされました。このRPAについては、私もいろいろ伺っておりますが、約1年ぐらい試験的に運用を重ねておられるという話を伺いました。とすると、ある程度その課題が見えてきたというふうに思いますので、その辺りをもし整理できておられるのであれば、答弁いただきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 鎌田勝治議員の再問にお答えをさせていただきます。

1点目の、外部委託の場合に、町民皆さんへのサービスが低下しないということが当然大前提でもございますし、その中で、それを掌握するためにはニーズをどういうふうにつかむのかという御質問やったと思います。

なかなか日々の業務の中でニーズ調査というのが事細かにできるわけではございませんけれども、例えば昨年度ですと、総合計画を策定するに当たりまして、町民意識調査を実施させていただいております。その中で、行政に対するニーズというのも捉えさせていただいているところでもございます。

今まで総合計画の関係でいきますと、5年間の見直しの時期ということで、必ず5年ごとにはニーズ調査、また町民意識調査というのを実施しておりますので、そのような中から得られるものというのは活用していきたいというふうに思います。

また、以前ですと平成28年度にタウンミーティング、また去年は意見交換会ということで、目的は異なりますけれども、町民皆さんとお話しする機会というのは設けておりますので、そのような中でもいろんな御意見をいただき、またそれを行政組織、また事務の執行の中に活かしていきたいと思っております。

続きまして、多面的な検討というところで、この中で挙げさせていただいたのは人事、また財政担当、それから政策というところで一旦は挙げさせていただいております。それぞれ外部委託をする上では、人をどのように配置していくのか、また、今ある配置がどのように変わっていくのかということも大事なことでございますし、外部委託をする上での経費というのも大変大事なことでございますので、財政部局、それから全体的な行政改革、また、先ほどもありましたけれども、電算も担当しておるというところで政策部門が中に入って行く中で、できましたら担当課とそれらの中でおおよその方向性については検討していきたいというふうに思っております。

その中で、御質問いただきました事務改善委員会でございますけれども、組織、また事務の在り方を考えるような機会でもございますので、業務によりましては、事務改善委員会に諮っていくということも一つのやり方であるというふうに思っております。

続きまして、一つの手法としてRPAというところの御質問をいただいております。

一昨年ぐらいから試験的にさせてもらって、昨年度は国の補助も取る中で、RPAの実証ということで取組をさせていただきました。

RPAにつきましては、「ロボテック・プロセス・オートメーション」ということで、これまでですと、コンピューターの入力を人力で職員がやっておったものを、できるだけ機械同士の中でやり取りをすることによって直接パンチをしな

い、機械同士のやり取りの中で入力作業を終えていくとかというようなことに活かしていったら、どちらかというとなんか単純作業を機械にやらすというような考え方のものがございます。

昨年度につきましては、固定資産の関係、人事・給与の事務、それから、プレミアム付商品券という業務がありました。そのようなところで活用させていただいたり、あと、空き家のデータベースを現在作っておりますけれども、それと税の情報をひもづけさせて自動的に入力していくというようなこと、また、入札契約の部分におきましても、入札参加申請というのが各事業者から多々入ってきますので、それらから出てくる情報を一括整理をしてデータベース化するというようなことについても、このRPAの技術、システムを活用させていただいております。

まだ昨年度から本格的に実施を始めたものでございますので、本格的な検証というのはなかなかできていないわけですが、最初、そのRPAの流れを汲んでいくということが一つ大きな作業として出てきます。それさえ一旦できれば、次回同じ作業をするときは、システムに入力されたものを活用できるということで、最初の導入の時点をどのように乗り切るかということが一番の課題であるというふうに思っております。その中でどのように設計をすれば、後々ずっと一度作ったものを使っていけるのかというところで、最初の導入時をどのように対応していくのかというのが一つの大きな課題でもございますので、この部分について継続した検証を、また、実施もしていきたいというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 行政事務改善委員会についてですが、これは、私が本年第1回の定例会で、実は職員のモチベーションの向上についてということで一般質問させていただいた内容の中に、答弁の中で、竜王町の行政事務改善委員会というものが出てまいりました。そのときの答弁の中身が、簡単に言いますと、改善委員会に出るような案件がなくて、実際には開催できていないということが当時の答弁で言われておりました。

実は気になっているのは、そのときに、同じように職員の提案制度について全く機能していないというお話を伺ったものですから、実は委員会というものがあるながらそれがうまく機能できていないのかなというふうに受け止めていたんですが、そうではなくて、委員会にかかるほどの案件がないというふうに理解をす

ればいいのかなというふうに、今、思いながら聞いておりましたが、そういう理解でいいのかということが、まず1つ。

それと、先ほどのRPAの話ですけれども、結果的にうまく課題が整理できていないというふうに受け止めておりますけれども、業務委託については、先ほど申し上げたように、これは経営改善の1つだというふうに考えれば、必ずしもそっちのほうに話を進めていくのが得策ではないというケースもあろうかと思いません。

ただ、業務の包括的な委託というだけではなくて、業務の中の、いわゆる作業委託みたいなものは考えていってもいいんじゃないかなという気がしておりますから、それも含めてそういう考え方があるかどうか、これ2つ目の質問として伺います。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 鎌田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから業務委託の部分、また部分的な作業委託、作業の分の回答についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

なかなか包括的に全ての業務を外部委託するのは難しい業務も多々ございますけれども、例えば、今も現在作業委託として出させてもらっている分として、税の関係で入力作業、パンチ作業、これにつきましては、当然職員が打つよりも専属のパンチャーが打ったほうが早いということもございます。また、公用車の運転、公用バスの運転についても、運行管理会社に運転を委託している、以前ですと職員が運転していたもの、また、職員が入力していたものを外部にお願いをしています。

それぞれ民間企業の中には得意な分野がございますので、そのような分野に出せる分については出していくということも、これからまたほかの分野におきましても都度、考えていく必要があると思えますし、そのことを有効に活用もしていく必要があると思っております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 鎌田議員の御提言、ありがとうございます。私も行政事務、行政全体の体制の中で外部への委託、もしくは専門家の活用とか、そういうことはもちろん必要だろうというふうに思っています。ですから、適したところには可能な範囲で、変革の1つとして検討し、導入していったらいいんだろうと思

ます。

ただ、私自身が今、考えている行政サービスのありようというか、基本的な考え方というものは、やはり竜王町らしい高品質な行政サービスを提供していきたいところの「竜王町らしい」というところを、私は昨今、非常に強く感じておりまして、竜王町の皆さんが役場窓口に来ていただいて、こういうものが欲しいとか、相談したりとかいろんなことがあるんですけども、やはり私は親切丁寧で、竜王町の役場の人は親切だな、丁寧だな、ようやってくれるなど、こういうふうに思っただけのサービス提供がやっぱり必要なだろうと、それが行政への信頼につながっていくだろうと。

これを、じゃあ専門性が高いから外部に包括委託をして、その一つの事例として豊中の事例が出てましたけど、全然に行政規模が違うんです。だから、豊中に来られる市民の皆さんは、求めるもののレベルがもちろん竜王町と違います。したがって、一律そういうものがあるのかどうかも含めて、やはり竜王町は小規模自治体であり、企業でも大企業と中小企業、また零細企業というのがあります。それぞれの経営改革も、それぞれの規模に応じた、状況に応じたものが必要なんだろうと思っております。私は、専門領域の人が必要であれば、会計年度任用職員でそういう能力を持った人を入れていく、そういうことで進めていったらどうかというのが私の今の考えです。

もう一つは、高品質の行政サービスを提供する大きな原因というのは、やっぱり職員の力です。これを高めなきゃいけないというふうにも強く思っています。ですから、もちろんAIの活用とか、今、新しく菅さんが一生懸命言っているデジタル化とか、またRPAと言われていることやとか、いろんなものももちろん使いながら、もう一つはやっぱり竜王町の皆さんの思いです。

それで、思いをどこで聞いたんだという話につきましては、私ももう32か所回ったこともあるし、それ以降もいろんな会合なんかで皆さんの思いというのを受け止めていると私は思っていますので、また違う思いがおありであれば、またお伝えいただいたらいいし、また旧集落と団地の皆さんの思いも違うところがあるかもしれません。ですから、それぞれそういうものも大事にしていったらいいかなと、そういうふうに思っております。当面は、今の職員と専門性という意味では会計年度任用職員の能力を活用させていただきながら、AIとかRPA、デジタル化の運用など、いろんな進歩した手法も取り入れながら行政を進めていければと思っております。

もちろんこの外部委託を否定するものではありませんし、やはり竜王町らしい心の籠もった行政サービスにつながる外部委託というものを考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（小西久次）** 桴木副町長。

**○副町長（桴木栄司）** 鎌田議員の再々質問に1つ、私のほうからも、組織なり、人事を扱っている立場ということでお答えをしておきたいと思っております。

いわゆる職員が力をつける、現在の政策をどのように今の組織能力、人材で動かすかということは、常日頃考えておるところでございますし、また、与えられたマンパワーの中でどう動かしてくるかということでございます。

1つは、人事部門でございますが、人事ヒアリングということを経年、ちょうど前期から後期にかけてのところ、その状況を見させてもらうということでございます。

また政策的には、これからいろいろコンパクトシティ化構想を具体的に進めるといった特別なプロジェクトを進める場合には、どうしてその人員を確保するかという中では、政策的な議論をする中で、一部の専門的なことを民間委託にしようとかいうことも含めて考えさせてもらっているところですので、どちらかというと、そういった身近な課との議論、また我々も政策をどういうふうに反映するかという中で、組織なり、そういった民間委託等の導入をどうしていくかということは、どちらかというとその部分で今現在は対応させてもらっております。そういったことから、各課からの積み上げた状態というか、我々が把握する中で進めさせてもらっているということでございます。

それと、私も含めてですが、町長のほうは四半期に一度、各課の課長ヒアリングもさせてもらっております。現在の状況はどうやら、これからの状況はどうやら、また、それを動かすためのマンパワーはどうやということでヒアリングをさせてもらっておりますので、その中で、やはり柔軟に対応できるような部分で、私も含めて人員サイドと調整をしながら運用がしやすいような動きをかけるということになるのでございますので、現時点ではそういった中から機構改革とか、民間委託という部分を今現在手がけておるところでございますので、その状況の報告を申し上げて、再々質問への補足とさせていただきます。どうぞまた御助言のほうをよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、福田優三議員の質問を許します。

3番、福田優三議員。

○3番（福田優三） 令和2年第3回定例会一般質問。

町立学校の不登校児童・生徒への対応についての質問をします。

新型コロナウイルス感染症に伴う長期間の休校が続き、児童生徒の生活は変化し、不安やストレスで近隣の学校でも不登校の児童生徒が増えている状況であります。竜王町の小中学校の児童生徒においても、不安やストレスにより学校生活に影響があり、今後、不登校、別室登校の児童生徒が増加する懸念があります。

そこで、次の3点について伺います。

1つ、各学校における出席の定義は。2つ、出席日数による高校進学への影響は。3つ目、不登校児童生徒のケア、また対策は。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 福田優三議員の「町立学校の不登校児童・生徒への対応について」の御質問のうち、まず1点目の「各学校における出席の定義は」の御質問にお答えいたします。

出席の定義については、法で定められたものはございませんが、学校に登校して学習したり学校生活を送ったりすることを、「出席」と捉えています。

しかし、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは学校や家庭の環境等により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあることがあります。

そのため、本町の小中学校では、個々の状況に応じて、放課後に登校した場合や中学校チャレンジルームで別室学習した場合に「出席」とし、また、発達支援課の自立支援ルーム指導員による適応指導教室で学習した場合も「出席扱い」としています。

次に、2点目の「出席日数による高校進学への影響は」の御質問についてお答えいたします。

このことについて県教育委員会高校教育課に問い合わせたところ、出席日数が選抜試験の判定に影響することはないとのことでした。

最後に、3点目の「不登校児童・生徒のケア、また対策は」の御質問について

お答えいたします。

各学校では、担任をはじめ、不登校コーディネーターや教育相談主任を中心に、学校に行きたくても行きづらい児童生徒へのきめ細やかな対応をしています。保護者の方との懇談や家庭訪問の際に、お子さんの様子や思いについて話し合うとともに、学校で取り組むことや家庭に協力いただくことについてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えて相談することで、個々の子どもに合った支援の方向を決め、保護者とともに児童生徒に寄り添った対応となるように努めております。

また、町の施策として、いじめ・別室対応支援員を各校に1名ずつ、中学校には心のオアシス相談員を1名配置するとともに、県の補助も受け、小学校にはスクリーニング・ケアサポーターを1名ずつ派遣し、複数の目で見守ることで日頃から児童生徒の悩みに寄り添い、保護者からの相談を積極的に受ける体制を整えることで、不登校の予防にも努めております。

登校しても教室に入りづらい児童生徒に対しましては、別室登校や保護者同伴登校、放課後登校、適応指導教室といった支援をしています。それぞれの場所では、個々の体調や状況によって過ごし方を変えながら、それぞれのペースに合わせて見通しを立て、学習をしています。

さらに、学校教育課の指導主事やスクールソーシャルワーカーが町のふれあい相談発達支援センターと丁寧に連携を進めることにより、児童生徒一人一人の支援を継続的に実施できるように取り組んでいます。

今後も、教育委員会と学校、関係機関との連携を深め、児童生徒が安心して様々な活動に取り組むことができる学習環境や体制の整備に努めてまいります。

以上、福田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 福田優三議員。

**○3番（福田優三）** 学校における不登校児童生徒や保護者に対する支援、また相談については、先ほどの答弁でよく分かりました。不登校児童生徒のケアだけではなく、大変つらい悩みをお持ちの保護者の、子どもの心理や将来の不安などの悩み、しっかりと受け止める側が必要であると強く感じています。

学校と学校教育課やほかの関係機関との連携は欠かせないと思います。そこで、関係機関との連携ということで、ふれあい相談発達支援センターでも不登校児童生徒を持つ親、保護者に対する対応をいただいていると思うんですけども、どのような体制になっているのか伺います。

○議長（小西久次） 奥住民福祉主監。

○住民福祉主監兼発達支援課長（奥 浩市） ただいまの福田議員の再質問にお答えいたします。

発達支援課の中には、ふれあい相談発達支援センターということで併設しておりますが、自立支援ルームを開設しております。小中学生の適応指導教室と高校生以上の年齢の方の日中活動場所、また生活支援、就労支援の相談を行っているところでございます。

小中学生を対象とした適応指導教室につきましては、不登校や登校しぶりなど、何らかの要因で学校に適應できない小学生、中学生に対し、自立支援ルームへ通室してもらい、相談支援、学習支援、レク活動、体験活動を行っているところでございます。

また、部分的に学校に登校できるお子さんの場合につきましては、別室登校に対して指導員が訪問して、支援を行っているところでございます。自立支援ルームの利用を希望されるケースが出てきたときには、学校や学校教育課主催のケース会議等で情報共有、また課内で対応を検討し、対応しているというところでございます。ただいま福田議員のほうから、保護者支援ということでお尋ねをいただいております。

自立支援ルームの利用までには、保護者の方は、基本的には学校や学校教育課のほうと相談されていることがほとんどであると認識しております。自立支援ルームは、あくまで基本的には、児童生徒本人に対する直接的な支援を行っております。ただ、自立支援ルームとして保護者面談も、実際のところは必要に応じて実施しております。その頻度につきましては、そのケースケースによってまた状況は変わりますが、おおむね学期に一度、振り返りも含めまして面談をしております。また、随時何かお困りのときがありましたら、その都度、相談や問合わせには対応させていただいております。

やはり基本的には学校に子どもさんが登校できるのが望ましい形でございますし、学校との連携が欠かせないものでございますし、学校に相談が基本と考えますが、どうしても自立支援ルームのほうにということになりましたら、そのことを対応させていただきまして、それを学校、また学校教育課のほうと情報共有して対応しておるところでございます。

以上、福田議員の再質問のお答えといたします。

○議長（小西久次） 福田優三議員。

**○3番（福田優三）** 2点目の、出席日数による高校進学への影響の答弁では、選抜試験の判定には影響がないということだそうです。実際には、三者面談とかで単位制の高校や通信制の高校を勧められる現状があるんじゃないかというふうには感じております。

令和元年10月25日に文部科学省から、不登校児童生徒への支援の在り方ということで通知が来ております。この中身なんですけれども、不登校児童生徒が自宅においてICTを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠取扱いについてという内容でございます。

中身はいろいろあるんですけれども、不登校であることによる学習の遅れが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関、または民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができるというふうに書いております。

学校に登校するという結果を目標としないような意味の内容がある中、例えば、大分県の教育委員会の取組では、人でなくキャラクターを利用したオンライン授業をされ、出席扱いにされている県もございます。

そうした事例もある中で、当町は、今年度末までGIGAスクール構想による1人1台端末を活用したオンライン授業による出席扱いについての検討はできないか伺います。

**○議長（小西久次）** 山添学校教育課長。

**○学校教育課長（山添美実）** 福田議員の再々質問についてお答えいたします。

先ほど、令和元年10月、文部科学省の不登校児童生徒への支援の在り方の通知についてお話をいただきました。

教育委員会としましても、学校現場としましても、それは本当に大きく取り上げ、子どもたちの進路とか、あるいは学習保障についてしっかりと考えていきたいというふうに受け止めた通知でございます。

学校現場や教育委員会では、やっぱり学校に行きづらい、あるいは行きたくても行けない児童生徒に対して、学校復帰のみをゴールとするのではなくて、児童生徒が将来に向けて自分のやりたいこと、あるいはなってみたい仕事などを探して進めるように、個々に応じた支援ができるようにというふうに考えております。

議員の御質問のように、当町といたしましても、今年度末までのGIGAスク

ール構想による1人1台端末の整備というところからも、オンラインを含め、ICT機器を有効に活用することで出席扱いとする対応については、しっかりと考えていきたいというふうに思います。

文部科学省の通知において、自宅でのICTを活用した学習を実施したことによって、校長の判断によって出席扱いとするためには、先ほど議員もおっしゃいましたように、やはり一定の要件が必要でございます。

例えば、保護者と学校との間に十分な連携協力が保たれているということや、それから、その学習している内容が教育課程に則っていることなど、様々な要件を満たす必要があるということもありまして、自宅で過ごす児童生徒の学習保障や進路選択などを見据えて、学校と教育委員会でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 私のほうからも、福田議員の再々質問に少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほど課長が申しましたように、文部科学省の通知もありますとおり、ICT等を活用したような家庭での学習においても出席扱いにしていくようなことを考えていくようにということですので、これについては、私たちもしっかりと考えてまいりたいと思っております。

これを大前提としながらも、私も思っておりますのは、やっぱり丁寧にお一人お一人のお子さんに寄り添っていくことが最も大事だろうというふうに思っています。そのお子さんがどういう状況に置かれているのか、また、どういうことがそのお子さんにとってふさわしいことなのか、どうしていくとそのお子さんが成長していけるのか、そういったことを、型にはめるといような形ではなくて、一人一人のそのお子さんに応じた取組方を考えていく、その中に先ほどおっしゃっていただいているようなことも含まれてくるのかなというふうに思っております。

次に、もう一つ大事にしておかなくてはいけないのは、やっぱり学校というところはいろんなことを学べる場であり、学習するだけが学校の間ではない、やっぱり人と人との関わり方であるとか、あるいは集団での生活の過ごし方であるとか、そういうことを学ぶ場でもありますので、やっぱり学校との関わりも大事にしながら、例えば家庭での学びを作ってもらおうとか、学校へどのようにしたらまた

来てもらえるような形が取れるのかとか、文部科学省の通知にもありますように、学校に登校するという結果のみを目標とするのではないというのは、そこだと思っ  
うんです。

何が何でも学校へということでは、もちろんない。しかしながら、学校教育が大切な社会的な自立を支える大きな力になるものであるということは変わりはないと思いますので、そういった学校復帰ということも頭に置きながら、しかし、必ずしもそれが全ての目標ではない、そうしたときに、じゃあどういう方法があるかという、文部科学省から話がありましたようなICT等を活用した家庭での学習での学びと、そうしたときには、家庭と学校、そして御本人のお子さんと教職員、担任がしっかりとつながり合う中で、何がどう学べるのか、また、学んだことはどう自分に身についたのか、それを学校がどう受け止めたのかということも含めて連携が取れたときに、そのことの成果が現れると、そういうことをしっかりと受け止めた上で、こういったこれからの制度をしっかりと活用していきたいなと思っているところでございます。

いずれにしても、どのお子さんもそれぞれのいろいろな思いがある中で、何としてもそのお子さんが将来社会にわたってたくましく生きていていただけるような支援を、私たちはしっかりとしてまいりたいと思いますので、これからも頑張っ  
てまいりたいと思いますし、また、議員にもいろいろ御指導賜ればと思います。

以上、福田議員の再々質問の、私のほうからの回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次に、5番、橘せつ子議員の発言を許します。

5番、橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 令和2年第3回定例会一般質問。5番、橘せつ子。

竜王町コンパクトシティ化構想について。

本年7月には綾戸地区での区民説明会が行われ、いよいよ竜王町コンパクトシティ化構想の1つである、竜王小学校の移転・新築を含む交流・文教ゾーンの整備が進められようとしています。国のコンパクトシティ化政策の下では、従来の集中と選択で地方を疲弊させてきた経緯があります。コロナ禍では、従来の考えを大きく変え、分散型の持続可能な生活が地域で行えることが求められています。また、コロナ禍では大型の公共事業への投資はできるだけ抑え、町民の命や暮らしを守るための施策に予算を使えるように努力すべきと考えます。

そこで次の点について伺います。

竜王町コンパクトシティ化構想については、いま一度これでいいのか問い直すべきではないかと考えますが、町の考えを伺います。

2つ目に、交流・文教ゾーンの整備に伴う中期の財政計画はどのようになるのでしょうか。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 橋せつ子議員の「竜王町コンパクトシティ化構想について」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問でございますが、竜王町コンパクトシティ化構想の検討経過といたしまして、平成28年度は町内全32自治会においてタウンミーティングを開催させていただき、まちの課題を再認識いたしました。その後、タウンミーティングの総括とこれからのまちづくりを提示させていただく機会として、まちづくりフォーラムを開催させていただき、これからのまちづくりのキーワードを活力と安心とし、それぞれ4つのチャレンジ項目を設定する中で、中長期的な構想として役場周辺のコンパクトシティ化構想を掲げました。

平成29年度からは、重点項目を推進するために部局横断的な組織として庁内にプロジェクトチームを設置し、検討を重ねたところです。

平成30年度は、様々な活動に取り組まれている方々で構成する町民ワーキングと国、県などの関係者や有識者で構成し、専門的な視点から意見をいただく懇話会を開催させていただき、それらの中で検討を重ね、構想（案）として取りまとめさせていただきました。

令和元年度は、町内5か所でまちづくり意見交換会を開催し、参加者の皆様からも御意見をいただき構想（案）に反映したところです。

そして、令和2年竜王町議会第1回臨時会の所信において、西田町長より竜王町コンパクトシティ化構想を着実に推進するため（案）を取り、構想の実現に向けた具体的な取組を進めることとさせていただきました。

本構想は、これまでの町民ワーキングや懇話会、まちづくり意見交換会の中で町民の皆様が期待されている将来のまちの姿を取りまとめたものであり、今後、さらに深刻化する少子高齢化や人口減少への課題を解決するための対応策を示したもので、皆様の御理解はいただけたものと考えておりますので、その是非について、改めて問い直す機会を設けることは考えておりません。

しかし、事業の推進に当たりましては、都度地元をはじめ、町民の皆様からの御意見をいただく中で、さらに皆様の期待に応えられるよう、中身を充実してま

いりたいと考えております。

次に、2点目の御質問の、交流・文教ゾーンの整備に伴う中期の財政計画につきまして、新小学校の開設に向け、今後5年間のやるべきことは、交流・文教ゾーンの造成、新設道路の整備、新小学校の建築、それらに伴う上下水道などのインフラ整備が想定されます。この期間では、新小学校の建設工事実施時期が投資額としてのピークとなり、令和5年頃と見込んでおります。これに伴う財源として、国県補助金及び基金の活用と町債の発行等により賄い、後年の償還金については、企業誘致によって得られる収入の増加分を充てることにより、事業実施は可能であると見込んでおります。

現在、リーディングプロジェクトである小学校の移転新築をはじめとする、交流・文教ゾーン道路や公園等の整備において補助金を活用すべく、県や国に整備概要の説明を行い、具体的な協議を進めているところでございます。また、小学校やこども園、学童保育所、給食センター等の整備における補助金活用においては、各所管課において調査を進めているところでございます。

なお、交流・文教ゾーンの整備をはじめ、中心核の整備につきましては、次世代への負担を軽減することを常に意識し、他に活用できる国県補助金等について引き続き情報収集を行い、中期の財政見込を随時更新しながら、着実に交流・文教ゾーンの整備を推進してまいります。

以上、橘議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 丁寧な回答をいただいたんですが、この構想の中で、人口減少に対応するまちづくりをする、その対応策としてということで出されているわけですがけれども、人口が減少してきており、今後20年ぐらい統計の中では出されているわけですがけれども、どのように考えておられるのかなと思うわけです。人口が減少している中で、例えばこういう大規模な開発整備、それを進めるということは、本当は考えられないことではないかなというふうに思うわけです。家庭的なことを言ってあれですけど、自分の家族の人数が減ってきているのに大きな土地を買って大きな家を建てるということは考えられないわけで、やっぱりそれと同じ部分もあるのかなと思ってちょっと考えているんです。

このような大型の公共事業に投資をするにはすごく大きな財源が必要になりますし、その確保は十分できているのかなというのが一番大きな疑問です。それで、今回は特にコロナの中で経済的にも大変になってきておりますし、先が不透明な

状況になってきていることを考えると、この大きな計画自体もやっぱり本当に推進できるのかというところでもすごく疑問がありますし、整備計画の対象となっている水田ですけれども、竜王でも水田地帯はやっぱり一等地だと思えます。長い歴史の中でずっと水田を維持してこられた、そういう経過があるわけで、私は山中ですけれども、山中の田んぼとは本当に比べ物にならないくらい、ちゃんと区画もできて、いいところだなというふうに思っているんですけれども、そういうところをこういう形で開発、整備をするということについては、ちょっと違和感を覚えています。緑と文化のまちで、農業を主にやってこられた経過もありますので、そのあたりも踏まえて、今回の整備はやっぱり無理があるんじゃないかなというふうにもちょっと思ったもので、改めて今の時点で問い直させていただいた次第です。

この間、綾戸地域に説明に行かれたというふうなことをお聞きしているんですけれども、もう皆さんの同意を得られたものというのは、前の質問のときもそういうふうなお答えをいただいているんですけれども、やっぱり綾戸のほうに行かれたのと同じような対応を各字というか、各自治会ごとにしていただけるような、それぐらい丁寧な対応が私は求められるんじゃないかなと思うんですけれども、改めて聞きたいと思います。

**○議長（小西久次）** 図司未来創造課長。

**○未来創造課長（図司明德）** 橋議員の再質問のうち、冒頭1点目の人口減少の時代への対応というところ、それから水田の開発という部分について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回のコンパクトシティ化構想は、単に中心核を作る、また学校を建てるだけではなくて、コンパクトシティという大きな考え方の中で、地域の活力をしっかりと維持していただく、また、中心と地域のそれぞれの間を結ぶためのネットワークをしっかりと整備していく、そういう竜王町を将来つくっていくということを掲げさせていただいたものでございます。

分かりやすく申し上げますと、この10月1日から運行を開始します「チョイソコ」、この中で中心核とそれぞれ暮らしのある地域を結んでいく、その中で、今も議員のほうからも申されましたように、これから2040年に向かって高齢者の数が増えていきます。これは、もう国等でも言われているとおりです。

そういった中で、日常生活をしっかりと町内で暮らしていただく、そのための考え方ができるまちをつくっていくのがコンパクトシティ化構想であると理解もさ

せていただいておりますし、御説明もさせていただいているところでもございます。単に中心核をつくる、また単にバスを動かすだけではなくて、その全体の組み合わせで将来のまちづくりを考えていくというところでもございますので、改めてこれから人口が減っていく、また高齢者の皆さんが増えていく、そういうまち、そういう地域の中でも暮らしやすい地域をつくっていくためのものであるということで御理解をいただけると、大変ありがたいと思います。

2点目の、水田の維持というところでございます。

町民皆さんからの意見の中でも、この竜王町という緑に囲まれたこの地域、この環境はしっかり残してほしいという御意見はたくさんいただきます。そういった中で、もちろん乱開発でありますとか、ばらばらで開発を進める、そのようなことをしていくべきではないということも思っております。

ただ、将来にわたって必要となる施設、今、竜王町にはない部分も含めて生活に必要な部分については、1点場所を決めてその地域を開発をするということが必要であるというふうに思っております。

そういったことから、中心核というこの地域を限定させていただいて、おっしゃるとおり大切な耕地でもございます、そこを開発するところ、残すところをしっかりと整理して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、橘議員への御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 市田総務主監。

**○総務主監（市田重宏）** 橘議員の再質問についてお答えいたします。

その中の、他の自治会に対しても、綾戸地区と同じように説明をすればどうかという御質問でございます。

このコンパクトシティ化構想を作成するに当たっては、タウンミーティング等いろいろ住民の意見を伺いながら作成してまいりました。今回、綾戸地区において住民説明会を開催させていただいておりますが、かなりこれについては具体的な内容となっておりますが、この内容について他の自治会に説明することについては、今のところ予定をしておりません。今後、この内容について具体的に進むようになれば、ホームページ等でもって皆様にお知らせをしていけるような形にしてまいりたいというふうに考えております。

以上、再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 橘議員の再質問に対しまして、私のほうからも思いを述べさせていただきます。

まず、綾戸の集落に入らせてもらっておりますのは、基本的には現地のほうでの土地の御協力とか、またそこへ開発が起きた場合に、地域の方との影響も出てきますし、御意見も賜りたいということでございますので、そういった部分については丁寧に、一番多いのは地元に入らせてもらうというようなことでございますので、それと同様な形で他の地域のところに入っていくということはないかと思っておりますが、この計画を煮詰める中では、それなりにパブリックコメントを取ったりとか、いろんな場面で御意見を聞いたりとか、場合によっては、そういう委員会や懇話会等も立ち上げるということになりますので、そこは丁寧にしっかり進めてまいりたいと思っております。

財政計画につきましては、先ほど同僚議員の質問にもございましたように、私は、今のメニューはいずれ絶対しなければならないメニュー、同じところに建てるか、違うところに建てるかで若干の経費の関係はありますが、竜王小学校の老朽化に伴いながら関連施設を建ててくるということですので、ただ、一時に同じ場所で建てるとなれば、財政的にも一部山ができますので、先ほども回答させてもろて、それは少し工夫をしながらやっていくということで、そういう意味では必要な財政投資かと思っております。

それと、人口減少の中でということですが、私が一番思っておりますのは、人口減少に歯止めをかけるというのが大きな思いでございます。大きく期待できるのは、竜王小学校、幼稚園の跡地に、それも同僚議員から御質問がありました、そこへ新たな居住ゾーンを設けて、町内の方が親元の近くで住んでいただくとか、また町外からもそういう好条件の中で住んでもらうということからいいますと、人口減少でどんどん減っていくというより増やすという大きなことはなかなか言えませんが、歯止めをかけながら周辺工場にお勤めの方の住居の提供とか、そういったことを考えております。

それと、こんな広大な面積、こんなところというお話ですけど、私はこの中で、町内外の方に竜王町は魅力のあるところやなと思っております、そのことによって町にも注目してもらえるし、経済も動きますし、また住み着いてくれるかなということを考えますと、にぎわいのあるゾーン、魅力のあるゾーンということでここ4年間ほど詰めてまいりまして、町民の皆さんの御意見を聞きましたが、この役場なり、今の竜王小学校までの間のここを中心核として、町内外の

方にも魅力あるゾーンとして整備をしていきたいと思っておりますので、たちまちは義務教育施設になりますが、商業ゾーン、複合ゾーンを含めまして、そういったゾーンとして町内の方にも自慢できるゾーンとして進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きまた御助言も賜りたいと思っておりますが、町としてはその方向で進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 竜王町の将来を見据えたときに、何が大事で優先すべきかというところら辺で、やっぱり町民の皆さんと行政が一体となって人口減少を乗り切ろうとするような対応が今後必要になってくると思いますので、ぜひともその辺は今後も重視していただきたいところです。よろしくお願いします。

それから、財政計画ですけれども、中期の財政計画を数値化していただきたい、見えるようにしていただきたいというのがどうしてもお願いしたいところです。その辺についていつ頃出していただけそうか、伺います。

○議長（小西久次） 市田総務主監。

○総務主監（市田重宏） コンパクトシティ化構想に係る財政計画について、見える化をしていただきたいという再々質問でございます。

財政計画につきましては、今の段階ではあくまでも試算という形で進めております。さらに今後、基本計画等、あるいは設計等を進めまして、整備費用等について固まってまいりましたら、また改めて財政計画を見直すという形にしておりますので、その際には、一定起債残高がどれぐらいあるか、あるいは償還額がどうなるかというようなことも一定見通しも立ってくるかと思っておりますので、その際にはお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

以上、再々質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○5番（橘せつ子） 竜王小学校の整備について。

竜王町コンパクトシティ化構想に基づき、竜王小学校の整備が始められようとしています。現在は移転する方向で話が進められていますが、竜王小学校は現在の場所に建て替えるという選択肢も十分考えられますし、竜王町コンパクトシティ化構想とは別に計画することも可能と考えます。また、竜王小学校を移転して幼稚園、給食センターなども1か所に集める計画ですが、集めなくてもよいと考えます。

竜王小学校の建築費だけでも30億円と言われており、幼稚園や学童保育所等

の施設、給食センターや駐車場、また公園等の全体ではおおむね50億円を要すると言われております。土地の造成、盛土、新たな道路の整備等考えると、それで収まるのかと町民の不安は大きいです。

そこで、次の点について伺います。

竜王小学校を移転することはいつ頃決められたのでしょうか。幼稚園、給食センターなども1か所に集める計画ですが、なぜ集める必要があるのでしょうか。竜王小学校を現在の場所に建て替え、必要な学童保育所の整備、駐車場の確保等に伴う予算はどの位になるのでしょうか。3点について伺います。

**○議長（小西久次）** 町田教育総務課長。

**○教育総務課長（町田啓司）** 橘せつ子議員の「竜王小学校の整備について」の御質問のうち、まず1点目の、「竜王小学校を移転することはいつ頃決められたのか」の御質問にお答えいたします。

決定までの経過については、平成29年11月から1年4か月をかけて竜王町教育施設の今後のあり方検討委員会で竜王小学校をはじめとした教育施設の在り方について協議を重ねていただき、平成31年2月にその検討結果を報告書としてまとめ、町長に提出いただきました。

報告書では、既存校舎の長寿命化改修では限界があるため、建替えによる新築が求められる。また、建替えに当たっては、小学校を核とした防災、コミュニティ等の機能を併せ持つ複合施設とすることが適当であり、これを実現するには現在の場所では敷地拡大に限界があるため、新しい場所での建替えを考えると提案されました。

町といたしましては、この報告書の検討結果を尊重しつつ、町が進めるコンパクトシティ化構想（案）交流・文教ゾーンにおけるリーディングプロジェクトについて、平成30年度末から令和元年6月にかけて庁内協議を重ね、令和元年7月に竜王小学校の移転新築の方針を固めました。

このような経過を踏まえてまとめ上げたコンパクトシティ化構想（案）及びグランドデザイン構想（案）を基にして、広く町民の皆様の御意見を頂戴するために、令和元年7月25日から8月5日までの間に5会場でまちづくり意見交換会を開催したところです。

次に、2点目の、「幼稚園、給食センターなども1か所に集める計画であるが、なぜ集める必要があるのか」の御質問についてお答えいたします。

今回の竜王町コンパクトシティ化構想により、子どもたちの未来へ贈る竜王2

030プロジェクトと位置づける中、子どもと暮らす喜びを実感できるまちづくりを目指し、交流・文教ゾーンに教育施設等の集約を行うことによって、子どもの笑顔があふれ、多様な交流を育むことのできる中心核の整備を行うためであります。

このことは、報告書でも提案されています。町としましても、防災、コミュニティ等の機能を併せ持つ学校を中心に、幼稚園、学校給食センターも1か所に集めることにより、既存の公民館・図書館等の施設との連携が可能となるとともに、町民の学びと交流を生み出せるという相乗効果や駐車場を共用駐車場として整備すること等による施設間の有効活用と連携強化が期待できると考えています。

最後に、3点目の、「竜王小学校を現在の場所に建て替え、必要な学童保育所の整備、駐車場の確保等に伴う予算はどのくらいになるのか」の御質問にお答えいたします。

現在の場所で建て替えた場合に必要となる予算ですが、小学校の建築費は移転した場合と同じく約30億円、加えて現在の場所で建て替えるために必要となる仮設校舎にかかる費用として約2億円、学童保育所については、現在竜王小学校のグラウンドに隣接しているまつぼっくり1組分を参考に3組分を建設するとして約1億円、駐車場の確保については、竜王小学校分だけで350台分の駐車場を整備するとして約1億円余りで、合計約34億円余りが必要になると考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 昨年の意見交換会で初めて出されたという、その前から準備はされていたと思いますけれども、そのところで決定したというふうに言えるのかどうかということですね。移転ありきで進められているような感覚をとっても持ってしまうもので、町民の皆さんの合意というのは、本当に得られているのかなというのはすごく思うわけです。その辺もう一つ、やっぱりきちんと聞いていただきたい。

まちづくり意見交換会がされてからちょうど1年ほどですので、この半年ぐらいはコロナ等でなかなか集まっていたかということも不可能だったかと思えますけれども、ちょっと丁寧にその辺も聞くというふうな作業を、先ほどのコンパクトシティ化構想の説明についても求めたところ、それはもう考えていないというふうな回答でしたけれども、やっぱりこの一つ一つがものすごく大きなことだ

と思うんです。現在の場所に建て替えるか、移転するかというのは、ものすごく費用的にも違うと思いますし、現実に関ここに出していただいているお金でも、片方ではコンパクトシティ化構想でやっていく全部の施設を合わせると50億円というとても大きなお金ですし、ましてや小学校の今の部分だけでも34億円と言われているわけですが、最低でもこれは要するというふうに思うわけです。だから、その辺も考えると、それぐらいの大きなお金が動くというところの是非を、やっぱりもっと皆さんに聞いていただきたいというふうにすごく思うわけです。

それから、幼稚園や給食センターなども1か所に集める計画をされていますけれども、連携というのは、近くにきたから連携が取れるとか、連携が密になるとか、そういうことではないように思うんです。やっぱり意図的な連携を考えると、そういう取組方だと私は思いますので、単に距離がどうか、1か所に集めたから連携が取れるとか、そういう問題ではないように思うんですけれども、その辺はいろいろ考え方もあるかなとは思いますが、言及しませんが、竜王小学校を移転することの是非については、やっぱり1回聞いていただきたいなというふうに思います。竜王小学校の今現在のところに建て替えただけでも34億円もかかるよというあたりも、もっと町民の皆さんに知っていただいて、聞いていただくということは必要なことではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか、伺います。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 橘議員の再質問に、私のほうから答えられる範囲でお答えしたいと思っております。

まず、先ほど来、新しく移転・新築という話をさせていただいているところですが、今回大きな構想の中にコンパクトシティ化構想があるということは大前提でございますが、そこでの連携もしっかりとしているということ、まず申し上げておきたいと思っております。

今回、この移転・新築ということに関わりましては、先ほど来、教育総務課長が説明申し上げましたが、教育施設のあり方検討委員会、これは外部の方も入っていただいて11名の委員の皆さんで1年4か月をかけて、現地施設も様々なところから見学をいただき、そしてまた各委員の皆さんがいろんなところでの御意見も聞いていただいて、あわせて現竜王小学校の学校運営協議会等の皆さんの御意見も賜る中で、今現在の学校をどうしていくのかということであると、あそこ

の場所では敷地拡大に制限があること、あるいは、建て替えるとしても大きな道路に挟まれている等を考え合わせますと、敷地拡大、さらに駐車場の確保ということはなかなか難しい、そういったことを併せて、新しいところへ土地を求めて移転をしていくと、そこに合わせてコンパクトシティ化構想とセットで考えていくと、こういう考えの中で進めているところですので、先ほど来、今回の議会の中で話題になっております竜王町コンパクトシティ化構想を10年後、またさらなる将来の竜王町のまちづくりの拠点と、一大プロジェクトとして考えている中でコンパクトシティ化構想がある、そこにまず学校がリーディングプロジェクトとして位置づいていく、その位置づいていくことで、10年後にはまた学校の跡地が住宅地、居住地として活用することもできる、そういった大きなまちづくりの地域づくりに位置づいた中で今進めているというところでございます。そういったことを御理解いただき、また必要であれば、今申し上げているようなことも都度、説明もさせていただけたらというふうには思っております。

あわせて、何も集めたら効果が上がるとか、もちろんそんなふうには私たちも考えているわけではなくて、やっぱり相互に連携が取り合えるということと、御承知いただいているかもしれませんが、幼稚園も、特に竜王幼稚園は40年余りたって老朽化もしておりますし、給食センターももう三十数年の中で大変老朽化が進んでいる、こうしたものも何とかしていかなくてはいけない、そういったときに、この機会に一つのところにまとめていくことで相乗効果を生み出せたり、それぞれの機能がより効果的に発揮できると、そういうことから中心核に集約をしていこうというか、整理をしていこうというふうに進めているところなんです。

じゃあ、何もかもそれを集約するかというと、全くそんなふうには考えておりません。例えば、西小学校については、きちっと西部の拠点であるということもありますし、これからの防災の拠点としてもしっかりと位置づけておく必要があるだろうと思っておるところでございます。

そういった中で総合的に考えながら、今回はこのような案を基にしながら進めていく、そこにこの竜王小学校の移転・新築というのも位置づいておったり、また教育施設の集約というのか、一緒に立地していくことでよりよい地域づくり、中心核整備ができると、このような考えの中で進めているということでございますので、そういったことを御理解いただければ大変ありがたいと思いますし、また、いろいろ御質問がありましたらそういう中で聞かせていただいて、個々にまた御説明もさせていただけたらと思います。

私のほうからは、以上で説明とさせていただきます。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 橘議員の今回の小学校の整備ということも含め、コンパクトシティ化ということについても、少し私の思いをお伝えしたいなと思います。

私、もう4年間この仕事をさせていただいておりますが、この間、常に皆さんに訴えてまいりましたのは、もともとこの竜王町のまちを今後どうしていくんだと、もちろん今のままでいいよという考え方もあるでしょう。このまちがさらに次の世代にちゃんと生き残っていくとか、さらに成長して多くの人に住んでもらって活気あるまちにするためにどうするんだと、こういう発想を皆さんにお話をしてきたと思っています。

竜王町に多くの課題があります。もちろんそれぞれの課題全てを解決はできませんが、要は、この竜王町44.55平方キロメートル、ある意味コンパクトなまちではありますけれども、この中でもやはり発展している場所、また現在停滞している場所、これもあります。要はこれを全体的にどう活性化していくのか、こういう議論の中で、このコンパクトシティ化構想を皆で議論しながら、決して私どもだけで議論したわけではありません。町民の皆さんにも入っていただき、かつ、専門家の皆さんの意見も聞きながら今のプランニングを一応まとめ上げたということでもあります。

このポイントは、先ほど何回も申し上げておりますとおり、やはり竜王町に住みたいなと思っていただける、また、この竜王町から多くの若い人たちが町外に出ている、住む場所を求めて出ている、それはなぜそうなっているのか、一つは魅力がないのか、住む場所がないのか、こういう議論から始めて、もちろん空き家はあるでしょう、でも、じゃあ空き家に竜王町の若い人たちが住もうという思いを持っているのかどうかということからすると、また、工業団地に多くの人たちが来てくれて、この竜王町の中に住んでもらうためにどうしていけばいいんだ、もちろん少子高齢化、人口減少という大きな社会の変動の中で総人口を維持することは非常に難しいけれども、やはり若い人たちに住んでもらう、例えば今、竜王町のお家の次男坊、三男坊、また、次女、三女の人たちが御両親と一緒に近くに住みたいと思っても住む場所がない、そういう意味で、そういう場所をつくろうじゃないか、また、この全体の発展を図ろうじゃないか、また、この中心地、フレンドマートというスーパーマーケットがあります、そこの近くにクリニックというのが一応整備されてきている、そういう中でそこをさらに充実させて、や

やはりこれは一つ竜王町の利便性を高める、竜王町に住みたいなと思っていただく、そういうものにするために今考えてきたのがこの構想であります。

もちろん違う意見もあるでしょう。ただ、私は、これがいいと思って提案させていただいているということでございます。したがって、その案にももちろんいろんな御意見があるので、我々としても真摯に耳を傾ける姿勢はもちろんあると思っております。決して独断でやるつもりもございません。そういう意味で、多くの意見を聞きたいなということはございます。

ただ、はっきり申し上げておきますが、この6月の選挙で、私はこれを必ずやると、もちろんコロナという大きな影響を受けておりますので、その影響については慎重に考えるけれども、基本的にこういう構想でまちづくりをやっていくんだということを選挙の広報にも、いろんな訴えるパンフレットにも書いて、私は今回の選挙の審判をいただいたと思っております。

そういう意味で、じゃあこれで反対された方は、逆に言えば当選されなかったと、無駄な学校なんか造る必要ないじゃないかとはっきりと書いておられた、その方が当選されれば、民意というのはそういうことになると思いますけれども、本件について小学校を、耐震の問題も含めて新たにまたもっといい勉強ができるように、いわゆる新しいデジタルとかそういうものも考えながら学校を造る必要があると思っておられる方、これはほとんど町民のうち8割以上だと私は思っています。特に子どもを持っておられる方、これは必ずそう思っていると思います。

じゃあ、場所をどこにするんだと。今のままでいいのかどうか、これは議論があると思います。ただ、私どもは、やはりこのまちの中心核に近い、図書館の近く、またいろんな施設がその辺りに集約することによって、相互の利便性が高まっていく、もちろん近くにあることだけが全てではないと思いますけれども、近いほうがもちろんいろんな意味で相乗効果が出てくるだろうと私どもは判断しているわけございまして、それにまた違う意見はあるかもしれません。だから、違う意見をおっしゃっていただくことは、それはそれとして我々としてもありがたいことでございますので、それには耳を傾けながら、かといって右に行ったり、左に行ったり、後ろに行ったりして計画に躊躇していれば、物は前に進みません。

そういう意味で皆様方にも御理解いただき、しかも学校について言えば、私が逆に4年前に議会からいつやるんだと、過去に執行部はやると言ったじゃないかと、そういうふうに私は言われました。だから、それであれば具体的に進めようということで進めてきたわけございまして、継続している議会の中で違う意見

があるなら、それはそれとしてはっきりとまた総意を言っていただければいいと思います。

そういうことも含めて、御意見をいただくことは大変ありがたいけれども、大きな方向性については御理解いただきたいというのが私の思いでございます。

以上です。

**○議長（小西久次）** 橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** これからも住民の皆さんの声が十分反映された形で、やっぱり情報がしっかりと届けられるということはすごく大事なことだと思いますので、その辺も十分考慮していただいて、住民の皆さんの声を十分反映した形で進めていただけるようによろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

介護報酬の臨時的な取扱いによる利用料の引上げについて。

「介護保険のサービスを今までと同じように利用しているのに、新型コロナウイルス感染症を理由に利用料が値上げになった」という問題が出ています。コロナ禍の下、通所系サービスやショートステイは利用控えで大幅な減収となり、介護事業所の経営は打撃を受けています。新型コロナウイルス感染症対策として介護事業所を守るためには、事業者への公的な財政的補償が欠かせません。

ところが、厚生労働省は、利用者にも負担を課す介護報酬の臨時的な取扱いで対応しているため、介護報酬の引上げが利用料の引上げとなっています。その具体的な対応は各事業所に任せられ、利用者の同意承諾を得て実施となります。

臨時的な取扱いで通所系サービスは、実際に提供したサービス時間に対する介護報酬より2区分上位の報酬を月4回まで算定できます。ショートステイも一部につき加算の算定を認めています。

例えば、要介護3の方がデイサービスを1日5時間以上6時間未満で週2回利用し、利用料が1割負担の場合、加算を除き月6,120円だったのが、同取扱いの適用で6,486円になります。また、要介護度ごとに応じた支給限度額を超えると、10割負担の自費が発生することとなります。

今回の取扱いは、利用者と事業所の信頼関係を壊すだけでなく、介護保険制度への信頼を揺るがすものであります。このことについて、竜王町ではどのような状況になっているのか伺います。また、町として国に改善を求めると同時にできる手だてはないのかを伺います。

**○議長（小西久次）** 西村福祉課長。

**○福祉課長（西村忠晃）** 橘せつ子議員の「介護報酬の臨時的な取扱いによる利用料の引き上げについて」の御質問にお答えいたします。

介護報酬の臨時的な取扱いについては、コロナ禍において、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所について、事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を踏まえたサービス提供について適切に評価する観点から、国により認められているものです。

竜王町での状況ですが、町内にある通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所9事業所に確認したところ、当取扱いを行っている事業所は5事業所、行っていない事業所は4事業所でした。行っている事業所全てにおいて、当取扱いについて利用者へ文書による説明を行い、本人同意を得た上で、また、介護支援専門員と連携を取りながら支給限度額を踏まえ適切に取り扱われている旨の報告を受けました。利用者からの苦情等の報告は福祉課においても受けておらず、利用者と介護事業所との信頼関係を壊す状況にはないと判断しています。

新型コロナウイルス感染症に係る支援事業は、当取扱いを認めることのほか、感染拡大防止やサービス継続に係る費用への支援等について、国、県、市町村が連携し実施されています。

このような支援メニューを組み合わせながら事業継続に活用されたく考えていますが、今後においても、国の動向を注視しつつ、介護事業所利用者の状況把握にも努め、介護事業所が適切にサービス提供を行い、利用者が安心して介護サービスを利用できる安定した介護保険事業の推進に努めます。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 国の対応なんですけれども、これがコロナの対策として出されてきているところにも大きな問題があるのではないかと思うわけなんですけれども、これが出されることによって、事業所の中ではかなり混乱したというようなことも聞きまして、中には、利用者さんと運営の面で板挟みになっておられるような様子が見えたと、すごく考えさせられた次第です。

やっぱりこのこと自体がサービスを取り扱う事業所と取り扱わない事業所とで、サービスを取り扱わないという事業所さんは納得されてはいると思いますけれども、不公平感みたいなものも出てくると思いますし、また、利用者さんからの苦情がないから信頼関係を壊すような状況はないと判断したというお答えをいただいているんですけれども、確かにそこまで苦情が来るようでは本当に大変だなと

思うんですけれども、利用者としては、私もその1人ですけれども、言いにくい部分もかなりあるのではないかなと、苦情が出しにくいという部分も、やっぱりお世話になっているというふうな感覚もありますので、その辺は出しにくいところもあると思うんです。

私としては、回答いただいているんですけれども、この介護報酬の臨時的な取扱いのサービスについて、町としてどのように考えておられるのか、国がこういうふうにするからと言われたから、はい、じゃあそうしますという形に全面的になってしまうのか、国に改善を求めていくというふうな対応はしてもらっているのかどうかを聞きたいと思います。

**○議長（小西久次）** 西村福祉課長。

**○福祉課長（西村忠晃）** 橘議員の再質問に回答させていただきます。

町からの手だてということでございますけれども、現在コロナ禍という非常事態の中ではございますけれども、介護サービスの提供に起因するものであるということで、まずは、この介護保険制度の枠組みの中で解決を図っていくということが第一かなと考えているところでございます。

介護保険制度につきましては、高齢者や家族を社会で支えるという制度でございます。介護サービスの利用につきましては、その介護費用につきましては、利用者の一部負担もございますけれども、残りの部分につきましては、国、県、市町村、それから40歳以上の方の保険料が財源として使われている部分がございます。運営されているわけでございます。それぞれが一定の負担を行い、相互理解、支え合いの中で成立している制度でございますので、一旦はこの枠組みの中で対応できるものは対応していくというようところで、今回も介護報酬の中での対応となったのではないかなと考えておるところでございますので、この枠組みの中で収まり切らない事態が生じてくるようございましたら、この別途の支援対応を要するのではないかと考えておりますけれども、この事態につきましては各市町、保険者ごとに事情が異なる部分がございますので、そういう必要になってくる事態も生じてくるかも分かりませんが、現在のところは、竜王町におきましては今のところはないと考えております。

国のほうにつきましては、厚生労働省のほうの社会保障審議会の中で、介護給付費分科会の中で、委員のほうからこの取扱いについての問題提起の意見が上がっていることは承知しているところでございますので、今後、何かしら国からの対応や動き等がございましたら、その辺りを注視して適切に対応してまいりたい

と考えております。

以上、回答いたします。

**○議長（小西久次）** 橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 各市町によって違うと思えますけれども、長野県飯田市などでは、やっぱりこの上乗せ分について市が負担していくというふうなことを出されているということも新聞で見ましたので、そういうふうなことも今後竜王のほうとしても検討していただけないのかと、その辺も伺いたいです。

**○議長（小西久次）** 西村福祉課長。

**○福祉課長（西村忠晃）** 橘議員の再々質問に回答させていただきたいと思えます。

長野県飯田市の状況でございますけれども、利用料の上がった分の利用者の負担分について補填を行うという状況があるというふうには聞き及んでおりますけれども、先ほども申しましたけれども、一旦は介護保険の枠組みの中での対応をさせていただきたく思っております。本町におきまして、その枠組みの中では対応し切れない部分、事業者と利用者の中でのトラブルといえますか、利用料の負担についての問題が表面化してきましたときには、何かしらの手だてが必要ではないかなと考えておりますけれども、現段階ではその状況にはないということでございます。

以上、再々質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時35分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問に移ってください。

5番、橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 子どものインフルエンザ予防接種への補助について。

新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。秋から冬にかけて新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時に流行するおそれがあることから、日本感染症学会は、地域の医療機関に向けた診断や治療についての提言の中で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは、発熱やせきなどの症状がよく似ているため、同時流行時は突然の高熱発症や味覚・臭覚障害などの特徴的な症状がない場合、症状だけで両者を鑑別するのは困難と指摘しています。子ども間は特に

インフルエンザが流行しやすいとして、インフルエンザワクチンの接種を強く推奨しています。

1人の子どもに2回の接種が必要であるインフルエンザの予防接種は、大人の倍ほどの費用負担がかかり、兄弟姉妹がいればその数倍となり、保護者の負担は大きいものとなります。竜王町では65歳以上の高齢者には補助がされており、同じように高校生までの子どもたちにもインフルエンザの予防接種への補助を求めますが、町の考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 橘せつ子議員の「子どものインフルエンザ予防接種への補助について」の御質問にお答えいたします。

子どもの予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの初期症状の鑑別が難しいことやインフルエンザの流行による学級閉鎖・学校閉鎖による授業日数の減少を抑えるため、子どもに対する予防接種費用の助成については、教育委員会部局とも協議を重ねてまいりました。

その中で、子どものインフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種でないこと、またアレルギー対応が必要な児童も多く、かかりつけ医での接種が望ましいため、町外の医療機関との事業委託契約等が必要になることなどの理由から、9月定例会での予算計上を見合せました。

しかしこのたび、8月26日の厚生科学審議会において、インフルエンザワクチンの増産が行われているものの、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があり、ワクチン供給量には限りがあることから、インフルエンザワクチンにかかる優先的接種対象者が示されました。

この中には、定期接種の高齢者のほかに、妊婦、乳幼児から小学校低学年も含まれており、優先接種対象者が接種を受ける際に混乱のないように、県・市町にも接種を受ける機会に関する周知依頼がありました。

これを受け、滋賀県では、インフルエンザの患者を減らし、医療現場の混乱を抑えることを目的に、滋賀県インフルエンザ予防接種助成事業を実施する旨の連絡があり、竜王町といたしましても、この事業の対象者に義務教育以下の子どもが含まれていることから、コロナ禍の対応として、0歳から15歳までの子どもに対して予防接種費用の助成を行う方向で協議を進めております。

また、高校生の予防接種費用の助成につきましては、国が子どもの優先接種者を乳幼児から小学校低学年としていること、滋賀県の事業対象者にも含まれてい

ないことから、竜王町におきましても、高校生は対象外として検討しております。

いずれにいたしましても、ウイルス感染を予防することが重要であり、新しい生活様式を徹底し、基本的な感染対策についての周知、啓発を引き続き行いたいと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 県が滋賀県インフルエンザ予防接種助成事業を実施されることを受けて、町として高齢者や妊婦、また0歳から15歳の子どもたちにも予防接種の助成を行っていただける、そういうふうな協議が進められているという前向きな回答をいただきまして、大変うれしく思っております。

しかしながら高校生は対象外とされておりますので、ここは竜王町独自として再度検討を望みますが、どうでしょうか。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 橘せつ子議員の再質問にお答えします。

高校生のインフルエンザ補助についてでございますが、今年度のインフルエンザワクチンの供給量は、全人口の半分相当であります、6,536万回分が供給される予定であります。このようにワクチン供給量に限りがありますことから、コロナ禍での補助につきましては、優先的な摂取対象者が希望したときに接種できることも併せて検討しておるところでございます。

現在の検討の中では、ワクチンがインフルエンザウイルスに対して重症化防止の効果があるとされております定期接種の高齢者、また、妊婦や子どもさんなどの優先接種者への助成を検討する中で、感染拡大を防止し、医療体制の混乱、崩壊がないように取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、重ねてとなりますが、高校生のインフルエンザ予防接種への補助につきましては対象外と考えておりますことに、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、橘議員への再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 地域交通としての乗合タクシー実証運行について。

地域の交通政策の充実は、竜王町民にとって、また特に高齢者にとっては最も望まれるところで、喫緊の課題です。

乗り合いタクシーの実証運行が本年10月より開始されることとなり、大いに

歓迎するものです。町民にとって親しみやすく、安心安全で利用しやすいものとなるようにすることが大事と考えます。

そこで、次の点について伺います。

1、乗り合いタクシーの実証運行について、知らない町民の方も多いです。コロナ禍で地域住民への説明会等が開催しにくい中、今後どのような情報発信を考えておられるのか伺います。

2、会員登録はどうしても必要なのでしょうか。

3、高齢者の方は電話での申込みが難しいと言う声もありますが、対応はどう考えているのでしょうか。

4、平日のみの運行では地域交通を支えるには十分ではないと考えますが、町の考えを伺います。

5、運賃について半年間は無料ですが、延長することはできないのでしょうか。また、有償期間の運賃は300円ほどと聞いていますが、さらに安価にできないのでしょうか。

6、実証運行の期間終了後、タクシー会社が利益が出ない、または利用者の要望に応じられない等と判断した場合、運行は廃止になるのでしょうか。また一定時期には持続する方向で見直し検討がされるのでしょうか、伺います。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 橋せつ子議員の「地域交通としての乗合タクシー実証運行について」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「今後どのような情報発信を考えているのか」の御質問ですが、今回の実証運行の主な利用者は高齢者になると考えていますので、老人クラブ連合会や各地域の老人会などで説明させていただきますとともに、民生委員・児童委員や福祉委員等に御協力いただき、地域の行事等と連携してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の「会員登録はどうしても必要か」の御質問ですが、3つ目の「高齢者の方は電話での申込みが難しいという声もあるが、対応は考えているのか」の御質問と関連いたしますので、一括でお答えいたします。

今回の実証運行の主な利用者は高齢者になると考えていますので、予約時におけるオペレーターとのやり取り等をできるだけ減らしたいと考えています。そのことから、事前に会員登録することにより、普段利用する停留所の情報を把握でき、スムーズな予約が可能になると考えています。

4つ目の「平日のみの運行では地域交通を支えるには十分ではない」との御質問ですが、平成24年度に実施した社会実験の結果では、ほとんどの方が医療や買物に行かれることが多かったことから、今回の実証運行においても、医療や買物を中心に御利用いただくことを想定しています。加えて、休日には家族による送迎も多く、平日に比べて公共交通として必要性が相対的に低いことから、平日の午前9時から午後4時までを運行時間として設定いたしております。

5つ目の「運賃について半年間は無料だが、延長することはできないか。また有償期間の運賃は300円ほどと聞くが、さらに安価にできないか」の御質問ですが、本来は運賃を払って利用いただくこととなりますが、今回は新たな移動手段の導入であるため、まずは利用方法を知っていただきたいとの思いから、令和2年10月1日から半年間は運賃を免除といたしております。

次に、「有償期間の運賃は300円ほどと聞くが、さらに安価にできないか」の御質問ですが、前回の社会実験の結果では、運賃300円を「安い」または「ちょうどよい」と回答された方が95.7%であったことから、運賃については高い評価を得たと理解しております。前回と同様の金額として設定をいたしておるところです。

また、今回の実証運行は、令和4年度からの本格運行を見据えて実施するものであり、有償時における実際の運行状況を知り、必要な見直し・改善をするため、1年間の期間を通じて利用状況の把握をしてみたいと考えております。

6つ目の「実証運行の期間終了後、タクシー会社が利益が出ない、または利用者の要望に応じられない等と判断した場合、運行は廃止になるのか。また、一定時期には持続する方向で見直し検討がされるのか」の御質問ですが、今回の実証運行は、令和4年度以降の本格運行を目指し実施するものであり、この間の利用状況の評価・検証を行う中で、本町に適した内容の見直しを行い、運行を継続できるよう検討してまいります。

今後、ますます町民の高齢化が進み、運転免許証自主返納や家族による送迎が難しくなる方々が増えることが懸念されるため、今回のチョイソコリゅうおうが継続するためには、町民皆さんにとって親しまれ、多くの方が利用できるよう、時間に幅を持たせて予約いただくことや運行時間に合わせて生活を少し変えるなど、持続可能な移動手段に向けて、それぞれの御協力が必要だと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 一つ一つの項目につき丁寧に回答していると思いますし、これから始まるわけですので、まだまだこれからいろんな問題が出てくることと思います。まず1年間で、また見直していくというふうなことを言っていただいています。まず最初の半年後に一度検討していただいて、次の1年をどうするかというふうな形で、今の項目で、町民の皆さんの要望も入っているような感じになっていますので、その辺も検討いただいて、この実証運行が本当によりよい形で進んでいくことを願っておりますので、どうかその辺も含めて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 次に、2番、中村匡希議員の発言を許します。

2番、中村匡希議員。

**○2番（中村匡希）** 令和2年第3回定例会一般質問。2番、中村匡希。

質問事項。特定空家等についての町の対応と考え方は。

平成26年11月に、国の、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、全国的に特定空家等に対する対策が進められています。近隣の野洲市においても、行政代執行による建屋の解体が行われ、1億2,000万円弱もの解体費用がかかったことが報道されています。

総務省が平成31年1月に公表した空き家対策に関する実態調査では、平成27年度から平成29年度に代執行が行われた事例のうち、48件について調査を行ったところ、所有者から解体費用を回収できた例はそのうちの5件にとどまっています。解体が必要な特定空家等への対応を先延ばしにすることは、将来的な税負担の増加にもつながるおそれがあり、早期に対処すべき課題であると考えます。

本町においては、平成30年度に竜王町空家等対策協議会が発足し、令和4年まで毎年、町内の空き家に対する調査が行われることとなっています。

そこで、初年度である昨年の実績について、次の点を伺います。

1つ、町内の空家等への現地調査、または立入り調査の件数は。2つ目、町内の特定空家等の件数は。また、どのような状態のものを今後、特定空家等として指定していくのか。3つ目、町内約170件の空家を状態によって類型化し、解体が必要な家屋について優先的に課題解決に当たるべきであると考えますが、町の見解を伺います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村匡希議員の「特定空家等についての町の対応と

考え方は」の御質問についてお答えいたします。

まず1点目の御質問の、空き家等への現地調査・立入調査の件数につきましては、特定空き家等の認定を目的とした現地調査や立入調査の件数は対象としてありませんが、自治会長様から、屋根瓦の飛散のおそれのある空き家や雑草の繁茂が見られる空き家として相談を受けて、現地を確認した空き家の件数は2件ありました。この確認結果を基に、空き家の所有者へ適正管理の通知を発出して、特定空き家等となることの予防に取り組んでおります。

2点目の御質問の、特定空き家等の件数は、現在のところ0件であります。昨年度に竜王町空き家等対策協議会で検討いただき、特定空き家等の認定のために基準を策定いたしました。この基準は、空き家の特別措置法第14条第14項の規定に基づいて国土交通省が定めたガイドラインを参考にしつつ、特定空き家等と認定するか否かについては、次の3つの事項を判断材料としております。

まず1つ目は、空き家等の物的状態判定。2つ目は、周辺の建築物や通行人等に対する悪影響をもたらすおそれがあるか。3つ目は、その悪影響の程度と危険等の切迫性としております。最終的には、これら3つの判断材料を基に、竜王町空き家等対策協議会等の意見を参考にして総合的に判定します。

3点目の御質問につきましては、解体が必要な空き家について優先的に課題解決に当たるべきとの御指摘をいただいておりますとおり、倒壊等によって周辺の多くの建築物や多数の通行人に被害が及ぶような、危険度が高い空き家から対応する必要があると考えております。

こうしたことから、毎年度自治会長様にお願いしております空き家調査において、戸数と併せて危険度についても10段階評価で報告をいただいております。これを取りまとめ、報告のあった危険度の高い空き家について、適宜現地確認を行い、現状把握に努めてまいりました。今年度も当該調査について回答をいただき、現在取りまとめを行っているところですが、今年度からは報告のあった危険度の高い空き家について重点を置き、所有者へ指導通知を行っていく予定をしております。

以上、中村議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 中村匡希議員。

○2番（中村匡希） こういう質問をするのは一体なぜかというのと、おとし僕が住んでいる大字田中でこういう出来事がありまして、特に強い台風が多い年だったんですね。台風の強風と雨で空き家の屋根瓦がちょっと門柱の部分がずれるよ

うなことがあり、そこに通りかかった他県の人車の車だったんですけど、その人の車の窓ガラスに当たったんですね、門柱の瓦が落ちてきて。こんなことが現実にあるんだなということで、特にこの危険な空き家というものへの対策はどうするべきかというのを早急に考えるべきだなというふうに、私自身も協力させていただきたいなというふうに考えているんです。

今回答のあった中に、まだ立入り等の調査はされていないということなんですけれども、この特定空家という制度は、直ちに危険な空き家を特定空家として指定するという制度じゃないんですね。その前段階として、所有者の方に助言、指導、勧告、命令という4つのプロセスが与えられているわけなんです。それでも従わなかったら、行政代執行で行政がお金を肩代わりしてそれを解体すると。調べましたところ、平成27年に空家等対策特別措置法というのが全面的に施行されました。これが平成27年5月のことであります。令和元年度10月、昨年10月までの4年間でどれぐらいの実績があったのかというのをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

先ほど代執行の前に4つのプロセスがあるというふうに申し上げました。助言、指導、勧告、命令です。この助言と指導というのが4年間で1万7,026件ありました。これは国土交通省のホームページから引用しています。この最初の段階と2つ目の段階ですね、助言、指導、それから、次が勧告というプロセスです。勧告になると、先ほどは約1万7,000件ありましたが、勧告の数は552件に減っているんですね。

これは一体どういうことかというのと、要は、勧告を受けると、いわゆる固定資産税の減免措置が受けられなくなるんです。今、空き家を解体しない理由として、解体をして更地にすると税金が高くなるから解体をしないんだと、そういうふうに考えられる方がいるんですが、この特措法の措置で勧告という措置を受けると、この減免措置が受けられなくなるんです。ですから、その前段階の助言、指導の約1万7,000件でほとんど解決できているんだというふうに考えるべきなんです。それで最終的な、最後通告と言っていいと思うんですが、命令というのが131件と、最終的にこの4年間の合算で、行政代執行プラス略式代執行に至った件数が196件であると。

つまり、この助言と指導を行えば、大抵のことは所有者さんは動き出すんだというふうに捉えるべきだと思うんです。立入り調査でそういったことを竜王町はまだ一切されていないということなんですけれども、取りあえず行政としてこう

いう答えを出しましたよということで所有者さんに働きかけてもらおうと、そうすることによって、危険な空き家等についてもやはり新しい動きが出るのではないかなと。

急に特措法で特定空家等に指定して、それから行政代執行で税金がどうやって負担するかと、そういう話ではないんですよ。まずは、その4つのプロセスがあるわけですから、これに踏み込んでいただいて、どういうふうに対処するかということをやっていたらいいというのが私からのお願いです。

再質問についてなんですけれども、一番最後のほうです。今年度から報告のあった危険度の高い空き家について重点を置き、所有者への指導通知を行っていく予定をしておりますということなんです。今まで指導通知の在り方というのは、先ほども言ったように固定資産税の通知のときに所有者さんに、空き家をどうかしてくださいというようなチラシを同封するというような呼びかけが主になっていたと思うんです。でも、これは1年に1回しか基本的には通知はしないものですから、それと一緒にやってしまうというのは、ちょっと効果としては僕は薄いんじゃないのかなというふうに思っているんです。

具体的に働きかけ等々もされていると思うんですが、私の意見では、やっぱり1年に1回、ここにちょっとチラシを頂きましたので紹介させていただきますけど、こういう感じの空き家でガラスにひびが入って割れていたり、瓦が落ちていたりというような絵と一緒に、実際にこういう、先ほど私が申し上げたような人とか物に瓦が落ちて当たったらどのくらいの損害賠償がかかるのか、詳しく書いてあるんですけれども、1年に1回やるだけでは僕は不十分だと思います。

だから、それ以外の働きかけとしてどういったことをされているのかと、プラスアルファ、今後どういうふうな指導通知というのをされていくのかということについてお伺いしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村議員の再質問にお答えいたします。

今年度から働きかけ、指導通知を行っていく、どのようにやっていくのかということでございます。

まず、昨年度末に空家等対策アクションプログラムというものを策定しております。この中で町の責務、町の行うこととして自治会長様から報告をいただきます。空き家等の実態調査におきまして、先ほども申し上げましたけれども、危険度10段階の評価の中で危険度8以上の空き家については、所有者等へ通知を行

うとしております。

まず今年度分の報告が出そろいましたら取りまとめを行い、危険度が比較的高いという評価、危険度8以上の空き家につきまして重点を置いて自治会長様と連携を取りながら、所有者に対しまずは適正に管理をしていただくよう、放置した場合には、先ほどおっしゃいました損害賠償の対象ともなり得る可能性があるということも含めて所有者に通知を行いたい、所有者が負うこととなるリスクなども併せて指導通知ということで働きかけを行っていく予定で現在進めさせていただいております。

以上、中村議員の再質問への御回答といたします。

**○議長（小西久次）** 中村匡希議員。

**○2番（中村匡希）** 空き家対策というのは、僕は二重の意味があると思っていて、利活用するための空き家、例えば林のひだまり学舎みたいな、それもすごくいい話だと思うんですが、やっぱりどうしても除却しなきゃいけない空き家というものもあると思うんです。利活用か、それか、地域の安心・安全のため、どうしても取り除かなきゃいけないという、この2つの側面からやはり考えていくべきだと思います。

これからの取組ということで、もうこれ以上質問はするところもないので、次の質問に移りたいと思います。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○2番（中村匡希）** 質問事項。社会人採用の経験年数加算のあり方について。

竜王町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則では、民間企業等からの転職者の経験年数について、5年までは役場で5年勤務したものと同様に扱われます。

しかし、5年を超える民間企業等での経験年数については、12月を18月で除した数を号数に算入します。つまり、5年以上の経験年数は3分の2年という取扱いになり、民間企業等でのキャリアを蓄積させた人材ほど、相対的に低い号数の評価がされるということになります。これが社会人採用の転職者の給与が低下する要因となっており、民間企業等のキャリア人材の採用を遠ざけていると考えます。

転職者の経験年数加算の考え方について、例えば大阪府箕面市では、民間の経験年数をそのまま役所の勤務年数として算定しており、これをホームページ等に掲載し、積極的に社会人採用のPRを行っています。

今後、竜王町が人材を登用するに当たり、経験年数加算の在り方を検討し、民

間企業等での経験についても同程度に評価するという制度設計が必要なのではないのでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 中村匡希議員の「社会人採用の経験年数加算のあり方について」の御質問にお答えいたします。

民間企業等における経験年数を有する者が本町職員となった場合につきましては、議員仰せのとおり、竜王町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づき、まずは、その経験が公務員として職務遂行する上での寄与度を換算した上で、5年間は役場で勤務したものと同一年数加算を行い、5年を超える分については3分の2で加算するものであります。

この取扱いにつきましては、本町特有のものではなく、国における人事院規則、滋賀県、近江八幡市、東近江市、日野町等他の団体におきましても同じであり、地方公務員法が定める均衡の原則に基づくものであります。

5年を超える経験年数をなぜ3分の2として加算するかについては、各種文献等を参照しましてもその意は明らかではございませんが、いずれにいたしましても、この均衡の原則に基づき、人事院規則を最高法規として準ずるべきであるため、現行の取扱いは妥当と認識しています。

他方、社会人経験者の採用につきましては、民間企業等での経験の活用、職員年齢構成の補正等の観点から有効と認識しており、本年度におきましても採用試験を実施したところであります。

社会人経験者の採用につきましては、新規学校卒業者のみならず、有効な採用手法の1つとして認識しておりますので、今後におきましても採用目的に照らし、適宜実施していきたいと考えております。

なお、社会人経験者として採用した者が給与面も含め、モチベーション高く職務を遂行してもらえよう措置することは当然であり、具体には人事評価制度を活用した格付け、昇給等が考えられ、今後におきましても同制度の適切な運用により全職員の育成を図りつつ、組織の活性化に努めていきたいと考えております。

以上、中村議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 少し確認をさせていただきたいんですけども、この規則は竜王町特有のものではなく、というところですね。国における人事院規則、「滋賀県」って書いてあるんですけど、この「滋賀県」というのは、「滋賀県庁」と

いうことでいいのか、ちょっと確認したいと思います。

滋賀県庁の職員の給与規定というのもございまして、それが竜王町と全く同じというのは、私の調べではちょっとこれ間違いではあると思うんですが、ちょっとその辺を1点確認したいと思います。

再質問の内容ですけれども、何でもこういう制度になっているのかよく分からないという話でしたが、この人事院規則が一番最初にできたのが昭和44年ということでした。昭和44年ですから、まだ高度経済成長期ぐらいの話なんですよ。だから、田中角栄がまだ総理大臣になる前ぐらいの話で、公務員の定年も55歳とか、そういった時代の話です。

この当時というのは、転職をするということがあまり社会的に一般的でなかった時代の話なので、ここの規定というのが、多分このまま今日に至るまで改正されてこなかったんだろうというのが私なりの分析です。そういう規則というのを変える代わりに人事評価制度とか、そういった新しい制度を用いることによって、違う側面から給与等の算定を行ってきたというのがお答えであると思います。

何でも私がこういう質問を取り上げるかということ、今年、竜王町は社会人採用をされましたね。この一般行政の募集規定ですけれども、昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人、年齢制限は満30歳から38歳までです。民間企業等における職務経験として、継続して1年以上就業した期間が令和2年3月31日時点で8年以上ある人って書いてあるんですよ。要は、竜王町の場合、民間経験が10割加算されるというのは5年目までなんです。だから、5年と1か月以降は、これ全部3分の2で計算するという事なんです。ちょっとこれ、満8年働いた人でも、こういうことは実際にあり得るので、こういう規定というのは、先ほど昭和40年代という話もさせていただきましたけれども、時代に合わないのではないかなというふうに思うんです。人事評価等で弾力的に評価するという事だとは思いますが、そもそもこれは竜王町だけではなくて、私が調べた限りでは滋賀県庁も、職歴換算は7年までは10割換算で計算しているんです。それから県内19市町全部調べましたけれども、大津市は8年までは10割換算で計算するという事で、結構弾力性を持たせているんですね、ほかの市町も。

だから竜王町も、こういったことをすぐにどうこうせえというのは難しいかもしれないですが、先々の人材登用の在り方を考えると、やっぱりこういったものに対しても目を向けて検討していくべきだろうというふうに考えるんです。

長くなりましたけれども、もう一回質問を繰り返しますが、確認ですけど、滋賀県でも竜王町と一緒にというのは、本当にそうなのかというのを確認したいです。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 中村匡希議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、滋賀県とは県庁かということでございますけれども、こちら滋賀県と申しますのは県庁のことでございます。

先ほど中村議員のほうから、滋賀県のほうで7年までは10割換算というお話がございましたけれども、我々も滋賀県のほうから随時研修でありますとか、指導を受けさせていただいております。その中でも5年までは10割、その後は3分の2ということで指導を受けておりまして、県と今回につきましても再度確認をさせていただきましたけれども、同じであるということでの回答を滋賀県の市町振興課からいただいております。

以上、再質問の御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 分かりました。そういうふうに県庁が言うのならそうなのかもしれないですが、一応言っときますね。職員等の初任給・昇給・昇格等に関する規則、これは滋賀県の第11条に、「経験年数のうち7年を超える経験年数は」というふうに書いてあるんですけども、ちょっと私が参照する条文を間違えたのかもしれませんが、これについてはもう結構です。

均衡の原則ということが回答の中に出てきたので、ちょっとそれについても伺いたいと思います。

地方公務員法が定める均衡の原則に基づくものでそういう計算をしているんだと、5年を超えるものは3分の2か月になるんだという回答だったと思うんですが、この均衡の原則というのは、そもそも国と地方公務員の給与格差をまずなくすんだと、これはよく言われるラスパイレス指数で表されるものです。ところが、その均衡の原則には、民間の事業従事者の給与も計算に入れよということを行っているんです。

ところが、民間の給与と公務員の給与の、いわゆる所得格差みたいなものを表す指数というのはないんですよ。だから、それをどういうふうに捉えるのかってすごく感覚的なもので、例えば、竜王町で平均このぐらいの民間の給与所得がありますよとか言っても、それはあくまでもいろんな事業者のプラスマイナスが

二極化して平均が出ているだけかもしれないので、あまり参考にならないわけですよね。

だから、均衡の原則に基づいていろいろ考えるということなんですけれども、それに基づくなら、先ほど私が申し上げたように、竜王町の採用では8年間の民間経験があると、でも、実際にその採用された人は5年までしか10割として換算されませんよというのは、私はちょっとこの均衡の原則、要は、民間との所得の平等性を担保するという意味ですよ、その原則に僕は反するのではないかなというふうに思うんです。だから、8年以上の民間経験がある人しかうちは採用しませんよ、しかしながら、民間経験の10割換算は君たちは5年までだと、というのは、ちょっと平等性を書くのではないかなと思うんですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 中村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

私ども地方公務員の中で、均衡の原則ということについて考えさせていただいておりますのは、例えば一般企業における賃金の決定というものにつきましては、その労働と利益の間に相関関係があるということで、原理といたしましては、企業目的でございますその利益というのが客観的な数字で表示されまして、その賃金によっては、長期的な利益を基準として決定をされるということで、要は明確な尺度があるというふうに思っております。

これに対して、地方公務員等の公務の場合におきましては、その公務の目的であります公共の福祉の増進については、そういった金銭によって表示をし得ないものであるということで、利益以外の基準によって決定をせざるを得ないものということになってございます。

よって、現行の法の下で捉えているのが、その均衡の原則ということで理解をしております。他の地方公共団体につきましても、この均衡の原則によって取扱いをしているものということでございますが、先ほど例にございました箕面市でありますとか、我々も聞いておりますと、一部の政令指定都市でありますとか、そういったところも、一部そういった形でイレギュラー的なものを決定いただいているということも聞かせていただいております。

ただ、こういったことで国家公務員より例えば引き上げるでありますとか、先ほどあった100%換算してみるということにつきましては、この均衡の原則に反するということを確認しておりまして、言わば職員全体の調整にも最終に影響

を及ぼすということを大きく思っております。そういった中で、著しく給与費を増高させるような原因にもなるかなというふうにも感じております。

一方では、今年度、社会人採用をさせていただきましたけれども、そのときについて思うことがございますが、実際面接の中で、ホームページでしっかり町政やらを見てきたと、そういった中で、うちの施策というのを情報発信しておりますので、例えばその面接の中で、竜王町の農業関係の職に就きたいであるとか、あと、コンパクトシティ化構想の中でまちづくりに参画していきたいであるとか、そういった意見もいただいております。さらなるまちの情報発信というのも必要になってくるのかなというふうに思いますし、また、すまいる接客アクションプラン、またイクボス宣言もしております。これは仕事に就いてからの話でありますけれども、一方では働きやすい職場環境の整備、こうした推進を図るということも、ひいてはこの竜王町というまちで働いていきたいなというふうに感じていただく1つではないかなというふうに感じておりますので、その方向で行ってきたいというふうに思います。

以上、再質問の御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次に、8番、澤田満夫議員の発言を許します。

8番、澤田満夫議員。

**○8番（澤田満夫）** 令和2年第3回定例会一般質問。8番、澤田満夫。

質問事項。ほ場整備事業の維持管理について。

竜王町東部地区をスタートに、昭和50年度から平成4年度にかけて、全町圃場整備がなされました。その結果、大型農業機械の導入もあり、農作業の生産性が格段に上がり、農地を守る環境が整いました。

しかし、今では、土地改良施設の経年劣化が様々なところで進んでいます。現在、農業従事者の減少と高齢化が進行する中で、将来の少数後継者によるほ場施設の維持管理については、誠に前途を危惧するところであります。

そこで次の2点について伺います。

1、劣化した施設のうち、灌漑施設は国営施設機能保全事業（「日野川地区」）として、また、基幹水利施設を中心とした県営農業水利施設保全合理化学業がそれぞれ令和4年度と令和6年度を目標に改修事業が進行しています。

一方、末端の水路については同様に老朽化が進んでいるにもかかわらず、抜本的な対策がとれていないのが実情であります。その課題について、町としてどのように考えているのでしょうか。

2、全町ほ場整備が完了後、21世紀に向けた農村整備計画として、蒲生・竜王地区農村総合整備計画の下に、一部地元負担を伴う集落間・町域を結ぶ快適な路線整備が進められ、国・県の補助を受け、基幹農道を中心に舗装されました。

しかし、その支線となる農道においても、農業従事者にとっては、基幹農道と同様の利便性と快適な路線整備が必要であります。現在、支線で舗装されていない農道においては、幾度となく通行したトラックのわだちがあり、中央部には土がたまり、草が茂っています。また、一部農道においては、生活道路として利用されているところもあります。現在の、農道舗装に係る補助制度の活用も含めて、町としてどのように整備していくべきと考えているのでしょうか。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 澤田満夫議員の「ほ場整備事業の維持管理について」の御質問にお答えいたします。

1点目の、末端水路の老朽化対策につきましては、議員御指摘のとおり、竜王町の農業生産の基盤である土地改良施設は、地域によってはおよそ半世紀が経過しようとしており、施設の老朽化が課題となっております。

そこで、施設の機能の状態、劣化状況を把握し、最適な対策を検討するため、平成30年度及び令和元年度の2年間、国の補助金を活用して、用排水路の機能診断、劣化予測、対策工法の検討等を行いました。

機能診断の評価結果としましては、用排水路とも全体的に老朽化は進んでいるものの、機能的には維持されており、路線全体を大々的に更新するまでには至っておらず、対策費としては不良箇所の部分的な更新であり、町内全体で5,653万円と概算算定されており、地元負担のない農村まるごと保全向上対策事業等の活用を中心とした対策が妥当との報告をいただいているところであります。

なお、現有水路施設を単純に更新した場合の全体的なコストは、146億7,968万円と概算算定されております。議員御指摘のとおり、将来の圃場施設の維持管理は、誰が費用負担するのかなど難しい点もあり、重要な課題となっております。

こうしたことから、先日、農村保全委員連絡協議会を開催し、各委員の皆様を集落ごとの農業水利施設の機能保全計画をお示しするとともに、国、県、町の補助制度も説明し、集落で検討いただくようお願いしたところです。また、中長期的な取組については、竜王町農業の在り方検討懇話会などにおいて、関係機関等も交えて協議いただき、適正な維持修繕が実施できる体制整備を行っていく必要

があると考えおります。

2点目の、農道の舗装整備につきましては、令和元年度農道整備状況調査によりますと、町内の農道の全体延長距離8万3,153メートルのうち5万4,173メートルが舗装済みで、舗装率65.1%となっております。全国の農道舗装率は36.4%、滋賀県は55.9%であり、本町はこれらを上回る舗装率となっております。

現在、農道舗装が事業内容となる補助事業としましては、国の農地耕作条件改善事業や県の小規模土地改良事業などがあります。地域や農業者の方からの御要望には、これらの補助事業の採択条件などを詳しく説明させていただいて、地域の実情に合った補助制度を活用いただき、農道の整備を進めさせていただいております。

以上、澤田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 澤田満夫議員。

**○8番（澤田満夫）** それでは、再質問ということで、まずは回答の文面で、主語とかそういうところだけ確認させてもらいたいと思います。

まず、施設の機能状態を、劣化状況を把握し、検討を行いましたって書いてあるけど、これはどこがされたんでしょうか。委託業者か、信用性のある、どういうところでやられたのか、これが1点。

それからその下のほうに、町内は全体で5,653万円云々と書いてありますけれども、その次の次の行に「報告を頂いた」、これはどこからかということをもまず最初に確認したい。

それからその上に、対策費としては不良箇所の部分的な更新って、不良箇所とは具体的にどういうものか、まずこの3点、回答についての直接の質問をさせていただきます。それで、この回答の内容につきまして展開した質問を、これからちょっとしたいというふうに思います。

実は私、今日の一般質問に当たりまして、昨日、今までの議会だよりを確認いたしました。

ところが、前年度で、ある議員の方からこういった関連の質問がされておりました、その回答が、関係機関を交えて適正な維持・修繕ができる体制整備を行いますってはっきり言われている。さらには、また、農業者の減少、農地集積等により維持管理体制が脆弱化していることから、農業施設の老朽化対策の担い手基盤の強化、経営の安定化を国、県に要望する。また、同時期にほ場整備を行っ

た隣市町の土地改良区の事例も含め、効果的・効率的な手法を調査し、研究し、来年6月、「来年6月」というのはもう今年の6月ですけれども、までに足がかりをつけると、こういう回答をいただいております。それで、今のこの中ではそういう回答がどれに該当するのかということを確認したいというふうに思います。

それから、先日、農村保全委員連絡協議会を開催しましたということがありました。これにつきまして、私が今回質問した内容に類似した内容はなかったのかを確認したいと思います。

それから、この行政の在り方などでございますけれども、我々一般の人は、町役場の方がこうして説明なりされると、やっぱり信頼性が高いわけです。職員さんが説明されると、ほぼ100%うのみにする。もちろん批判もありますけれども、やっぱりほぼ信用している、そういう中で、説明された以外についての疑問点とか、そういうものがなかなか出てこないのが実情でありますので、そこら辺を含めて、私は今回こういう提案をさせていただきました。

だから、今回の町の回答だけやなしに、あらゆる面におきまして町の職員は、町民の皆さんが非常に信頼されて話を対応しているということを確認いただきたいなというふうに思いますから、こういった包括的な課題というのは、絶えず町職員としていつも認識してもらいたいなというふうに思うところでございます。

それから、2点目の舗装の件でございますけれども、この中に舗装率が滋賀県は55.9%、竜王町の場合は65.1%ということになっておりますけれども、これにつきましては、竜王町のほとんどは農振であることを考えると、いかに農業に対する思い入れが高いかということが分かると思うんですけれども、そういったことで率が高くなっている、残りについても、さらに利便性をよくするというのがおのずから考えられる話でございます。

それから、次の行に、現在の農道舗装の事業内容、補助事業ということで、国の農地耕作条件改善事業や県の小規模土地改良事業などがありますと掲げております。この国の農地耕作条件改善事業につきましては、非常にハードルが高く、しかも舗装する場合は幅4メートルの舗装であります。竜王町で舗装されているのは2メートル50センチです。ほとんどのが、2メートル50センチですから、これに該当しない、ましてやハードル非常に高いですから、確かに国、県、町を併せたら65%の補助がある、非常に高いんですけれども、区画整理とか、高収益、あるいは特産物、特産野菜を作るとか、いろんなこういう条件がありまして、

なかなかハードルが高いと。

そして、県の小規模土地改良事業におきましては、その工事の中の補助率は20%ということで、非常に補助率が低いと。そういうことから考えますと、この2種類につきましては、なかなか我々の望むところの補助制度ではないのではないかなというふうに思っております。

それから次の行に、地域や農業者の方からの御要望にはと書かれておりますけれども、これも先ほど施設の老朽化の話もしましたけれども、同じことです。要望をされて初めてこういう制度がありますから動くんじゃないし、こういったものを役場のほうから提案する、そしてそれについて住民の人が呼応してくれるとか、こういうスタンスが絶えず要るんじゃないかなというふうに思っています。

それから、地域の実情に合った補助制度を活用いただき、これは先ほど言いましたように2つの制度がありますけれども、これは非常にニーズになかなかマッチしていないということでございます。

最後になりますけれども、私のほうからの提案でありますけれども、今、町独自の舗装補助制度を設け、丸ごと事業とのセットした補助制度を設けるべきでないかなというふうに思っています。これにつきましては、ある程度町の予算も限りがありますので、例えば上限を本年度1,000万円とか決めまして、あと補助率をどないしていくか、これは2,000万円、3,000万円頂けるとありがたいんですけども、そういった制度をつくって、それを農業者に投げかける、そういうようなことをやっていただければどうかなというふうに思います。

ちょっと私も調べましたけれども、現在に全国の区市町には、補助金を出して農道を舗装するということは今、たくさんの市町がやっておられます。これはインターネットで調べていただければ十分分かるかと思えます。ですから、町独自の補助制度も十分考えられる余地があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上、たくさんの再質問をさせていただきましたけれども、もともとの質問につきましては、2つに分けようと思ったんですけども、非常にたくさんになったのでまとめてやりましたからそんなことになりました。

以上でございます。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 澤田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、更新計画の関係の、どこで調査や報告をという部分でございますが、県の土地改良事業団体連合会でございます。そちらのほうに委託して、専門家による調査を行っていただいたところでございます。

不良箇所について、町全体が5,653万円という部分につきましては、各調査につきましては、東部地区、南部地区、北部地区というような3地区に分けて調査をいただいております。各集落ごとに調査報告書の中で不良箇所についてまとめていただいております。それに基づいたものになっております。

大きな2点目の、昨年の議会答弁の中での答えで、6月をめぐるといようなお話を町長から多分御回答いただいていたかと思うんですけども、その部分につきましては、御質問の中にありました他市町の状況等も研究しております。それを受けて、先日の農村保全委員連絡協議会と在り方検討会とを開催させていただいております。

3つ目の、農村保全委員連絡協議会の内容についてでありますけれども、質問の中にもございました、農業水利施設の機能保全計画につきまして、各集落ごとの点検結果を、点検箇所数、地図等をつけて集落の農村保全委員さんにお示しをさせていただいて、それに対して国、県の土地改良関係の補助事業を説明させていただいて、それを集落で持ち帰って、後半の部分になりますけれども、集落のほうで今後どういった施設の修繕ですとか、改良をなされるのかというのを御検討いただくようお願いしているところでございます。

2点目の、農道舗装の関連での再質問につきましてですが、それぞれの御要望の部分について補助事業の活用を連絡させていただいている部分では、国の農地耕作条件改善事業は事業費が大きくなるものでございますけれども、県の小規模土地改良事業につきましては事業費が50万円以上で、補助率については30%になっております。この小規模土地改良事業の中にも農道舗装の関係では3事業ございまして、そういったものを、実際に要望されているところには詳しく説明させていただいております。

町独自としましては、町独自の小規模土地改良事業がございまして、県の事業費50万円以上になっておりますけれども、町は50万円以下のものについて補助を毎年させていただいている状況となっております。

以上、たくさん御質問いただいた中でお答えさせていただきましたが、漏れがありましたらまたお答えさせていただきますので、澤田議員への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 澤田議員の再質問ですが、補足も含めて回答させていただきます。

質問がかなり多かったので、ちょっと私も頭に入っておりませんが、前段の回答の中の不良箇所なり、どこに頼んだか、また全体の事業費5,000万円については今、課長のほうから回答したとおりでございます。

澤田議員の質問の中にございます、①灌漑施設の国営施設機能保全事業というものでございます。これにつきましては、回答の中身については若干ちょっと場所が違うかなという、入り口の整理をしたいと思いますが、澤田議員の①の日野川地区というところにつきましては、日野川土地改良区の基幹水利内の中で国営事業として整備された水路、要は、規模の大きい水路、土地改良施設が中心の施設と、それから県営の事業を活用してやった、日野川土地改良区でやったところの維持管理の話をいただいております。

中山課長が申し上げたのは、それ以外の、要するに全町土地改良事業の中で団体なり、またそれ以外の部分でやった用水路、排水路、山之上の畑かんのパイプラインとか、そういうものが中心の維持管理ということでございます。その辺をまず押さえないなと思います。

あと、2つ目の全町ほ場整備が完了した後の農道の関係でございます。これにつきましても、当時については農業農村整備事業という枠の中で3つの大きなメニューがございまして、その中の農村整備事業の農道整備ということでされた農道と、それから農村総合整備モデル事業ということで、要は集落内の排水路とかの整備と合わせて地域間の農道整備、そういうものを合わせて、先ほど延長がございました8万3,153メートルのうち約54キロメートルが舗装済みということで、この中には、参考でございますが、簡易舗装も入っておりまして、名神等での切削廃材でつけました農道も含まれておると、農道台帳でのカウントということで御理解賜りたいと思います。

あと、全体として今後の維持管理、国営なり県営、また町が最終的に管理をする末端のそうした施設について検討する組織として、やはり竜王町には土地改良区がございませんので、今現在としてはやっぱり町が最終的に管理をしていかなあかん、要は事業をする場合でも窓口として町になりますので、その受皿として代わる組織がやはり要るのかなということで、そうした組織の検討、土地改良の維持管理をする組織をどうしていくのかという話とか、あるいは担い手とか、あ

るいは生産力の向上、そういう課題を検討する組織を立ち上げようということでございますので、それにつきましては、まちの重点プロジェクトの中の農業の在り方を検討する懇話会の中で、3つの大きなテーマを含めて協議を始めたという状況でございます。

ちょっと回答漏れのところがあるか分かりませんが、補足説明というふうにさせていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 澤田議員の再質問を、担当課長なり、主監が申し述べました。総括して、まちの思いを述べさせていただきたいと思います。御案内のとおり、私は役場に奉職いたしまして、全町ほ場整備の着手から、この仕事を40年のうち20年間させてもらってききましたので、ちょうど全体の最初の部分は大体把握しておりますので、そういう意味から少しお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、この6月ぐらいには一定の議論を立ち上げるということでしたが、今申し上げましたように、8月末ぐらいから竜王の農業を考える懇話会の中のテーマの1つとして、また各集落の農業水利の管理をお願いしている保全委員さんの会議は別途開催しながら、中山課長の申し上げた今の現状のことをお話をさせていただいたところでございます。

まだまだもう10年ぐらいは田んぼの用水路、排水路、道路はもつやろうけれども、10年からもう20年の間で著しく老朽化をするやろうと、この10年間でそれをどのように大規模修繕していくのかということをしっかり考えなければならぬということを保全委員さんにも申し上げましたし、どういう仕組みをやっていこうかと。

先ほどの数字からいうと、146億7,968万円というのが、今ある道路・水路全部やり替えたらということでございます。規模感として申し上げておきたいと思います。

そのための議論を深めるために農業振興課に、会計年度任用職員ではございますが、東近江市でそういった経験を積まれた方を会計年度任用職員として雇用いたしまして、そういったいろんな準備とか数値を取りまとめていただきながら方向を進めさせてもらったところでございます。

もう一つ、ほ場整備と農業水利のことで申し上げたいと思います。

田んぼを整備して、そこに田んぼを作るためには水を送らなあかんということで、琵琶湖の水を逆水して、例えば竜王ですから、山之上の新池とか日野に送りながら、集落の末端じゃなくて入り口ぐらいのところまで送る仕事を、日野川流域土地改良区が事業しております。これは、本当は受益者負担が要りますが、竜王町と旧の蒲生町は受益者負担は農業施策の1つとして町がもと、日野町はそれなりに一部受益者負担を、当然丸々受益者負担じゃないですけども、ちょっとパーセントは忘れましたが、そういった事業費の20%から25%ぐらいは農林省の言う受益者負担ですけども、そういったものをもってきました。それは、いわゆる当時の考え方としては、ダイハツ工業さんが立地をされて、そういった中で大幅な税収も含めて、だけど下流の田んぼやそういったことにも影響が出てくるやろうということで、一部の施策として農業投資に充ててもいいのではないかと、農家の皆さんにはその負担を求めておりません。

ところが、ほ場整備の部分は自分らの仕事になりますので、末端の水路なりも含めて、大体当時は1反1俵を負担金として払ってくれと。15年償還ぐらいで事業を立ち上げていこうということで、当時やったら1反100万円ぐらいの仕事を、国・県で75%で、農家負担が25%ということで、一部町負担も理由をつけてさせてもらいましたが、農家の皆さんには、当時の1俵は1万6,000円から2万円ぐらいしていたと思いますが、それを15年間償還してくれということで事業を立ち上げたところでございます。それを普通は、よその市町では改良区という独自の区をつくるんですけども、竜王町は、もう町がその事務局をしようということでさせてもらってきたところでございます。

そういった流れで、それがもう40年、50年たつてぼろぼろになってきたさかいにどうしようかということ、かねがね農政を預かっている者とか、澤田議員も質問されましたが、そういったことでいよいよ検討しなければならないかということでございます。

過日、懇話会の中でも、農業を継続していくためには、山之上の果樹園とかイチゴ園とか、これはもうかるんで、そこそこ頑張ったらもうかるやと、だから、水田を守って作り続けていこうということになると、それを誰が担うか、米の値段も下がってますのでほとんどもうからない、今はもうほとんどの農家の方が畔に上がられて大型農家とか、集落営農ということで、先ほど申しましたように、当時は1農家に1反1俵出してくださいということでみんなが合意をしてきてやってきたものですけども、今度は、例えば1反1俵の話、1俵ですみま

せん、2俵ぐらいになると思いますけれども、じゃあそれを担い手農家が担うのか、農業集落の法人が担うのかというところから議論をしていかなあかんかなと思います。

ただ、水田を守るということは、面を守るということは、相当の考えがございますので、しかも担い手に集約するということになれば、今のままで道路と水路だけをきれいにするだけで本当にできるのかということからいうと、もう一遍大区画整備をするとか、山あいのところはこのままでいいけど、平地は大区画整備をするかと、こういった議論をして、その受益者負担を誰が出すのか、町も一部は出さなあかんけど受益者も出してもらわな、当然受益者の土地ですから受益者が出さなければならない、こういったことをしっかりとこれから議論を進めていかんとあかんのかなというふうなことです。

そのために今、懇話会で保全委員さん、また農業委員会のほうでも、今14名の農業委員さんと農地最適化委員さん14名の方がございますので、毎月の農業委員会の開催のときにはもう同時に集まっていたいて、そういったことのテーマもしゃべっていただいてこうかなと思っております。ただ、実際に具体的にどう動かすかというのは、何か目標と形をつくって農家の皆さんに説明に回って、じゃあそれでみんな共同でやろうということにならんとこの仕事は進まないというようなことでございますので、その準備を進めたということで御理解をいただきたいと思います。

それと、農道の部分でございますが、先ほど申しましたように、竜王町は、日野川流域土地改良区全体の当初の工事費の受益者負担をもたないと、農家に負わせないということなので、農道ぐらいは自分らで整備をして、補助残は負担をしてやってほしいということで、どちらかというところまでは農道整備については積極的にやってこなかったということでございます。

近隣の町では、受益者負担と日野川水利のほうで農家の方が支払っている、表裏ではないですけど、農道整備についても農産物の運搬に大変重要なものですので、農道に対しての補助事業も市単、町単でやっておられるところとございますので、いろんなバランスを考えて今までやってきましたので、今日までの経過をお話しさせていただいて、そこをどういうふうクリアしていくかというのが、本当に難しい話ですけれども、以前からよく言われているように、竜王町版のほ場整備の土地改良区をどういうふうにつくって、どういうふうに運営して、当然

受益者負担も含めてどうやっていくのかと、そこに尽きると思いますので、今後もしつかりとそこを進めていきますし、農家の皆さんなり、また地域の皆さんの御理解をいただかなあかんと思いますので、それを申し上げまして、私のほうから総括としての回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 澤田満夫議員。

○8番（澤田満夫） 最後に杼木副町長が全体のことをお話しいただきまして、全体像がつかめました。先ほど私も質問させてもらいましたけれども、前年度で来年6月までに足がかりをつくと、その内容につきましても、ただいま副町長からお話をいただきまして納得しました。

ただ、6月までとか、こういう区切りをつけて回答をされている以上は、きちんと説明する責任があるんじゃないかなと。しかも、この当時の担当課長は、今の担当課長と同じだと思いますので、そこら辺はしっかりとやってもらいたいなというふうに思います。

あと、農道舗装の件についての、竜王町としての補助制度ということを私もちよっと提案させていただきましたけれども、それについての回答はまだなかったかなというふうに思っています。

それをもう一度言いますけれども、全国では数多くの県、あるいは市町におきまして独自の補助制度ができております。我々は今のところ、国の補助制度とか、あるいは県の補助制度の2つを頼りにこれからやっていこうと、こういう回答だったと思いますけれども、その2つの制度におきましてはなかなか実情に合わない、あるいはあまりにもハードルが高く、補助率が低いということで、なかなか農業者のニーズに合わない制度やと。だから、町としての年間の上限補助額を決めながら、新しい制度なりをつくれなにかということを質問しました。

これにつきましては、先ほども申しましたように、全国でたくさんの市町が制度化されております。そこら辺につきまして、町としては今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、今すぐとは回答できませんけれども、検討の余地があるのかどうかということを最後の質問の中で入れさせていただきました。

もう一つ分からない点があったということでございましたけれども、それにつきましては、土地改良の不良箇所があったということにつきまして、どういうことが報告であったのかということ、それを再確認させていただきたいと思います。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 澤田議員の再々質問2点にお答えさせていただきます

す。

まず1点目の、町独自の施策の部分ですけれども、県の小規模土地改良事業のほうにつきましては、事業費が50万円以上、町につきましても、農道舗装には限りませんが、町の小規模土地改良事業ということで事業費50万円までの事業がございまして、それを今も活用いただいております。

中身につきましては、その舗装に特化したものではございませんので、そういう農道舗装の部分については、今後また要望に応じて検討させていただけたらと思います。

もう1点、説明が十分ではございませんでしたが、不良箇所の部分についてですが、例えば用水路等の割れですとか、目地のはがれ、そういったものがそれぞれ不良箇所ということで地図等に示させていただいて、各集落の保全委員さんにお知らせをさせていただいているという状況でございます。

以上で、再々質問の回答とさせていただきたいと思っております。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 澤田議員の御質問、御提案も含めて、少し私からもお話をしたいと思います。

まず冒頭、私も結構期限管理については厳しい指示をしているんですけれども、ちょっと6月という記憶がはっきり残っておりませんで、実行できていないということについてはおわびをしたいと思います。それはしっかりやっていきたいと思っております。

それから、農業問題については、多分私があるとき質問全体に対してお話をしたポイントは、いろんなことをこの4年間やってきましたけれども、農業の分野でしっかりした対策を打ち出せていないという認識を今もしていますし、それを申し上げたときもそういう認識を持っていました。

今、榎木副町長からも話をしてくれましたけれども、例えばあぜ道の管理とか、用水がもう本当に維持管理が十分できない、お米を作る分野で後継者がいない、したがって、集落営農とか、また個人の大型農家に田んぼが集約されていっている、また、「農夢21」、いわゆるお米を作っている個人農業者の方の後継者問題とかいろんな機会、また、農協の会議等のいろんな中で、竜王町の農業がいかにあるべきかという議論をしないといけないなど。それは何も水田だけのことじゃなくて、野菜もそうだろうし、畜産も果樹もそうだろうし、また、本当においしい野菜を作るために今の竜王町の田んぼの状態というか、灌漑とか、そういう

施設整備も必要なんじゃないとか、いろんな議論があって、であれば、一度農業問題についてしっかりした議論をしてもらおうと、それぞれそういう議論をした上で、どんな課題がその分野ごとにあるのか、どうしていくべきなのか、どういう順序でやっていくべきなのか、どれだけのお金をかけるべきなのか、そういう議論を1年、2年かけてやった上で対策を示していかなきゃいけないんじゃないかということで、その期限を多分今年の6月と私は申し上げたのかもしれませんが、そういうことを私はしたいなと、しなきゃいけないなと思っているわけです。

この補助整備事業ということで、これは水田分野のいろんな御提言なんです、それもそういう討議の中でこういう課題を整理して、おっしゃっているように、例えば農道の舗装整備はどうするんだとか、それ以外のことについてどうしていくんだとか、こういうことを導き出したいと思ったところでございまして、本当にその意味では少し遅れてはいますけれども、今、何とか第一歩を踏み出している状況だというふうに認識しています。

したがって、それをしっかりと進めて、どういう議論を進めていくのかという大枠を今議論していただいていますので、次のステップでは分野ごとのそういう議論をしながら、竜王町の基幹産業は農業と言っておきながら、なかなかそのところにしっかりとした手が回っていないとしたら、そこをしっかりと進めていきたいと私は思っています。

したがって、その6月というのが、そういう意味の一定の結論を出すという時期だというふうな認識を私も十分できていなかったとか、そこがきっちり指導できなかったということについては、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後4時10分